

堀秀成先生

講演集

第貳編

神風會發行



人及枝布心不花從勉施文奇諫公後知英靈
魂遠威教氣言實柳強教明偶言私悔人傑魂

從不近死
教
果
論

活臨和心
用事有は
願言遷

語善
說の種とある説

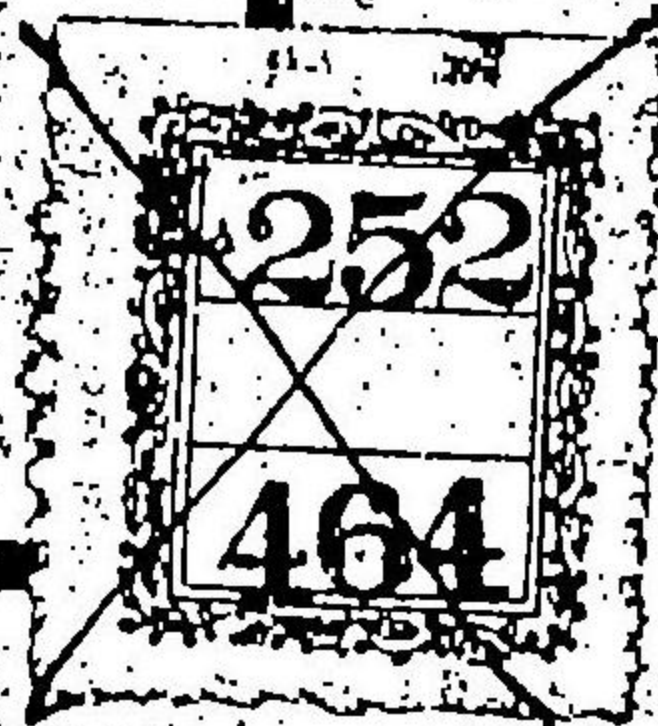
九
六

九
六

九
六

九
六

目次



252

464

講演集

第二篇

權少教正 堀政成

治期

39 8 23

内交



死

書記卷十二(仁徳天皇御記)時人云田道雖亡途報離何死人之無
 知乎此は仁徳天皇の五十五年蝦夷叛きの時は田道を遣りて撃しめ給ふ然るに官軍敗
 れて田道伊志水門にて死す其屍をこゝに葬りぬ其後また蝦夷襲ひて人民を略る事あり
 り此時蝦夷田道の墓を掘り毀さむとする時墓より大蛇目を睨らして顯れ出て、蝦夷を
 咋ふ遣れる者委く蛇毒に被れて賊多く死亡して唯一二人免るゝ事を得たり此時世人
 如是云へる語にて此等はまさしく靈魂不死の確証と云ふへし又遙に後竹澤良術江戸
 高重等新田義興を欺きて鎌倉に伴はむとして武藏國入間川矢口の渡りを舟にて渡らむ

とする時兼て義興が乗るべき舟の底に穴を穿ち栓を差しおけり義興此の舟に乗れるに及ひて舟人をして栓を抜かしむ此時川の前後より伏兵起り船を蔽きて大に笑ふ義興憤怒罵りて曰く不道人の爲に欺る必ず汝に讎せむと云ひて自盡す斯て其後江戸高重巳が邑に歸らむとて矢口を渡る時俄に雷雨波濤を起し舟覆むとす辛うして岸に上り馬を飛せて逃るに黒氣高重が頭上を掩ひ義興龍頭の冑を着白馬に騎りて高重を射る高重大に怖それて馬より墜ち血を殴きて悶絶す從兵等之を昇きて家に至る高重水に溺る狀して七日にして死す(大日本史列傳を採る)後適々雷火ありて人間河の民家三百戸焼矢す或は矢口渡に數々怪ありければ土人祠を立て祀る新田神社是也(新田神社社傳憤死せる者の荒魂の奇怪を爲せる事藤原廣繼の靈、雷となりて僧玄防が首引抜きたるなど例多あり)秀成が詠る歌にくるたふれ醜の髮長引きつかみ首ぬきすてしあらたまあはれ)又東海道小田原の西に石橋山あり頼朝欲揚の古戰場なり此場に土人捨畑と稱する所あり方五間ばかりにして此畑何を播きても必ず振て生すると云ふ己れ今を去る事三

十年の昔關東の古戰場の圖を調ふる時關東の國々の古戰場を見巡りけるとて此處にも來て見しに此時喬麥の生してありけるか聞しが如く悉く振れたり當時眞田と股野と組打したる所にて眞田を祀りたる祠も其所にあり英雄の憤氣今に残れるものにて此に類したる事諸國にも多かり又結城宗廣源親房郷と共に陸奥に赴きて尊皇の武士を集めむとて伊勢國の大港より船出するに天龍洋を過る時暴風に逢ひて宗廣の乗れる船は伊勢國安濃津に漂ひ着く此處に風を遁れて待つ程に病に罹りて將さに死せんとする時僧來りて佛名を稱ひ又京師にははする貴子息に宜ひ遣り玉はむ事は承りて云ひ傳へむと云宗廣病床に座し直りて曰賤子親光に傳へよ我齡七十に及び百事遺る事なし唯賊を滅し得ざるを永く泉下の恨みとす我死は供佛施僧すること勿れ速に賊首尊氏を斬りて我墓前に掛けよと云訖り刀を抜き逆に持ち切齒して卒す(安濃津の市八幡社の松林中に墳墓あり曰此墓を拜みて「松風の遠音にきくしおくつきに今もみさをのいろはみわけりとよめり)斯くて其子親光は父死ぬるより益驍悍日頭を増り王師に屬精

する事最怠らす尊氏京師を犯す時親光源忠頼に従ひて之を伊勢多に拒む官軍終に
 敗れたる後猶京裡に身を匿して尊氏を刺むとせしか事成らずして従士十四人と與に刺
 交して斃る其志實に父宗廣の靈の係れるものに似たりと云は然もあるべし又正成卿
 弟正季と港川の民家に於て刺交して死す其子正行朝臣正時も四條巖手に於て同じく
 刺交して死する事は父正成卿兄弟の忠死に聊も異なることなし其弟正儀の子正勝正
 元も猶同じく刺交して死すべき幽契の運ひありけんを正勝時を伺ひ謀らんやと脱しけ
 れは轉して正元は足利義滿を刺むとして遂に捕はれ鬼神をして泣かしむるの義言を吐
 きて死す此の運ひ深く思ふへし父の靈の子に託して爲す所の理に運もありていとも奇
 しき事ならずや續紀宣命に曰國家護仕奉事乃勝在臣多知待所仁波置表天
 與天地共人無不令悔不令穢云々とあるを思へ侍所とは墳墓と云ふ事にて
 此の侍るといふ言は護り給ひてある意の言にて幽世より遙に國家を護りて事あらばと
 候ひてある忠臣の靈の止る所なるを以て此如は云ふものあり大國主神の八十珂手隱而

侍云々(古事記)と宣ひしは此に同じく侍とあり侍はいと近く似たる言にていへば八
 十珂手侍と訓してもよき處あり斯て大國主神は幽冥に退きまして恒に國家を護りま
 さむとの意なり忠義に固結したる人の魂の猶此土に留りて朝家を守らむとすること
 疑ひなき事あり田村麻呂は弟田麻呂の子にして父子共に將軍に任せられて勇悍盡忠の
 人ありしが田村麻呂弘仁二年に斃す其屍を棺中に立たしめ甲冑劔矛弓箭を副へて平安
 城に向はしめて之を葬る是れ後國家事あらんとする時は則其墓鳴動すと云ふ此れ上
 に述る如く忠臣靈魂存して猶國家を護れる証なり故に大將出征毎に必ず詣て之を禱
 るを例とす(田村磨傳記又大日本史に依る)上件引用する所は忠臣の靈魂顯世に留りて
 恒に國家を守れる例あるに合せて素人魂の不死あるを知らば存在の時の志に依りて
 或は國家を護り或は子孫を守り或は我同志の者をして生前の志を継かしめむとする
 こと疑ふへくもあらず靈魂の寓るべき身体病の爲に勞れ或は又傷して寓るを得ぬに依
 りて靈魂其身体を離るとも靈魂は決して消滅するものにあらざることを辨ふべし

及遠從近

古今和歌集にとほき所も、い下たつあしもとより、はじまりて年月をわたり、高き山も、ふもとのちりよりありて、あま雲のたまびくまでおひのぼれるごとくに云々こは樂天座右銘千里始足下高山起微塵吾道如是行之貴日新とあるを取りたる文なり、まことに此の文の如く遠に及ばむとするは、必ず近きよりせずばあるべからず天下を平にするには智を開き心を正すに初むるが如し、然れば物を知るに先ツ已が分を知り、已が職を知り、然して一家より一郷の事を知り、一國內を知り全國の事を知り、終に地球上を博く知るべきを、一郷一國の事をもしらず、差越して地球萬國の事を知らんとするは、本末を取違へたるものなり、敬の道も、亦如此ものにて神明を敬するものは先づ已が家の神と齊しき所の、父母を敬るに、はじまるべく尊皇の意を盡すものは一郷一縣の長の令する所を守るに初まるべし、然るを世の敬神家と

云ふものを見るに父母を敬する道を選きて、唯神社を禮拜し、毎朝禱の詞を讀み拍手して神棚等を拜して信神するに似たり、然るは決してあしき事にはあらざれども、父母を敬する道を選きて、唯に神棚を拜するのみにては、何る神慮に適ふべけんや、私の福利を祈る事のみにて父母の爲に誠意を以て祈らざれば、必ず神明の之を受け給はさらんや、正治建仁の頃尾張國愛知郡に大橋太郎左衛門光貞と云ふ武士あり平家に任へたるものなりしが、平家亡びて後九州日向國に落ちて、隠れ住みけるが頼朝を伺ふ心ありて、時を待ちける程に發覺して、捕はれとあり、鎌倉に引かれて土の牢に入れられたり、此時妻は懷妊してありけるが間もなく男子を産みぬ、妻悲歎の中なれど此男子を一明丸と名けて、育てつゝ、唯夫の免されて歸もやはするかと詮なき事を頼みて其日を送りけるに、一明丸は三歳ばかりの頃より父をこひ慕ひて、父の顔見たやとのみ泣きけるを、母然か問はるゝ度に涙たしかくして父は所用ありて鎌倉に行き給ふが、やがてかへり給ふらん、たをましくまちてあれとのみこしらひ、おきけるが、

五ツに成りける時母に向ひて云ふやう父は鎌倉よりはとなく歸り給ふとのみのたまへ
と、今にかへり給はず故こそあらん、實をあかして談り聞せ給へと迫るに、母もせん
かたなく云をありと談りければ、一明丸は一日一夜を泣き明しけるが、人とありて鎌
倉に行かんと月日を送りけるうち、一明丸十歳にありぬ今はとて或日母にむかひいつ
まてかくてまたむより、某鎌倉に行きて便を求めて父にあはむと云ふ母聞きて汝父を
思ふ志は、いとうれしかれど鎌倉までは遙の道にて幼少の汝一人して行かるべきこ
とかは、よしやまた鎌倉まで行くとも、父に逢まらざることをかたかるべし、唯朝夕
神々に祈りて父の恙なくかへり給はんことをまつべしと、諭せども一明丸止るべき状
なければ、母も今更止むべきやうなく、こころばかりの支度とへのへて、心細くも十
歳の一明丸を、なくく門送りしてやりぬ、一明丸母が手を放れ杖にすがりて馴れぬ
山坂をこわ、人のなさけに、あかしくらしして、終に鎌倉に至りあまたこまたと、父の
様子をさゝあるくに大橋光貞といふ人は、重き罪にて今は土の牢にありて助かるべき

ものあらずと、聞きて今は人力にては及ばじと、思ひさためて鶴ヶ岡の社前に参り、
額付て祈りけるは、願ふは唯一目父に逢せ給は、其後は某の命を奉らん、あはれ生
存中に一度親子の對面させ玉へとて、其日より食を絶ち晝夜神前を去らず、祈りけれ
ば宿直の社人等此を見てまだ十ばかりなる幼きもの、斷食にて社前を去らず、こゝ
にて死さば不便なるのみあらず神前を穢して、よからじとて、種々云ひ諭して去らし
めむとすれど、去らず如何なる願事ぞと問へどたゞ思ふ事ありて祈るのみと答ふ、社
人等食を與へても、少しも食はず、かくのみありけるほどに、七日ばかりにていと衰
へて生くべくとも見ぬざれば社人等強て問ひけるに一明丸今はつゝみかねてまことは
云々あるよし告げれば、社人等もあはれがりていかにもして父に逢せたきものをいか
いはせむとて、人々のいひあへる所に一人來て云やう久しく入牢せし大橋光貞といふも
の、罪科定りて、明日由井ヶ濱に引き出されて、首斬れぬとて鎌倉中取々沙汰するよ
し云ふものあり一明丸これ聞きて悲泣の聲を揚げて絶入りしかば、人々こはるもと

驚くに良ありて息出てかくばかり思ひく、父に逢ふ事難く我が身もこゝにて命を
 はりし事を國に残れる母の聞かば、いかに歎き悲しむらん夫もいとかなしければ、わ
 が便を日々まちてあらん母に告ること、かまはぬもいと悲し君たちかくあはれみ給
 ふ情に誠あらば日向國云々の里のもとに、父は云々になり、この一明丸はこゝにて露
 と消めれど、草葉のかけにて親子の對面いたすべしと、告げやり給へと云ふに人々此
 を聞きてあはれにたへかねて答ふべき詞もあらず、然るほどに御臺所の御參拜ありと
 告ぐるほどに、ほごまぐ政子御前、社前までこられて、此狀を見て何事ぞと問ふ、社
 人云々ありと答ふ政子此を聞きて、わらは、思ふ旨あり此の幼きもの旅宿にあづけて
 篤くいたはるべしと云たきて、參拜はて、かへられぬ、かくて社人等は幼きものを人
 をして背負せて、政子の命の如く傳へてあづけたく、かくて次の日一明丸を連れて政
 所にいづべしとのことなれば、旅宿の主人又坊長もぞ附き副へて出づ、一明丸は、い
 かいあらん、父と共に斬れぬべし、されど死に臨みて一丁目だに、父に逢ふて名の

る、事もかなはば八幡大神の願事うけ給ひし、しるし、ならんと思ひつゝありけるに
 一人の男細付にて引き出されぬ、一明丸は父の顔しらす光貞も一明丸を知らねば幼き
 もの、何とて我と一所に引き出されぬるかと思へり、一明丸はもしや父にてあらむ
 詞をかけむとは思へど政所のいかめしきにしはし、詞もいだしぬほどに、政所の執事
 沙汰文を取りて宣告して曰大橋光貞事死刑通るべきにあらすといへ共、一子一明丸の
 孝心神人感に絶ゆる所なり、依て光貞の罪を免し、尾張國愛知郡の本領舊の如く之を
 與ふと、讀みをはる光貞只夢のこゝちして、ありしがこれを聞きて、さては父にてま
 しますかと、聲をおします泣きつゝ父の側による光貞は、さては吾捕るゝとき妻は懐
 妊にてありけるが、出生したる我子ありと、心に思ひはじめて一明丸の顔打見て落涙
 せし体を見る政所の武士共袖を絞らざるはなかりきとあんな、孝心のあつきを神明の守
 り給ふ事かくの如し、唯に信神をのみ専として天祖の定め玉ひ列皇の示し玉へる人
 道の始とある、親を敬る道を盡さずして神明を拜することも、いかでか神慮にかあふ

へけんやまづ父母を敬るにはしまるを以て眞の敬神とは云ふへし。

稜威

物靈魂あらざるはあし、靈魂あれば心生ず。心あれば、自覺思想の二質を具せざるはあし、月に對して清さを覺え、花に向ひて美しさをたばねるは、自覺なり。心月の如く清かあらん事を欲し、身花の如く榮むを願ふは、思想なり、又尊長に對して貴くおほへ、卑幼を見て愛くたばゆるは、自覺なり（古人の父母を見れば貴く妻子見ればめくしうつくしと、詠るは自覺のまゝをいへるあり）尊長に敬を以て事へむと思ひ、卑幼に慈を以て養はむと思ふは、思想なり。自覺より始りて思想に至るは、心の恒なるものなり、然れば天皇の貴さを自覺せば、天神天祖の敬すべきを思想すへく、天神天祖の貴さを自覺せば、天神天祖の貴さを思想すべし（然るを世の敬神家と稱する者をみるに天神天祖を信る心ありて、天皇の掟給ふ朝憲を遵守することの薄きはいと心

得がたき事あり、恐らくは眞の敬神とはみかたかるべし）いで天皇のやんことなく貴く大稜威のましますことを、一例を擧げて云ふべし、頼朝太上天皇の院宣を蒙りて義兵をおこし北條時政、嫡子宗時、弟小四郎義助、佐々木、太郎、兄弟四人、土肥、土屋、岡崎、佐奈田、等八十五騎を従へて治承四年八月十六日伊豆國、目代和泉判官兼隆か八枚の館を焼討し、尋て石橋山に旗を立て、然るに大場梶原等を初め大軍を以て向ひけるに、頼朝の軍敗れ頼朝も甚た危かりし時、鷗の岩屋といふ谷に下りて見れば七八人を容るへさいと古き臥床あり、姑此に匿れむとて、土肥次郎實平、同男遠平、新開次郎忠氏、土屋三郎宗遠、岡崎四郎義真、藤九郎盛長、田代冠者信頼、七人と共に身を匿す。此時藤九郎盛長頼朝に向つて、曰く今日の次第を熟らく考ふるに、御先祖伊豫守殿貞任宗任を攻給ふ時、味方多く討れて、纔に七騎深山に隠れて危を遁れ給へり今纔に七騎といへともこの人員を同ふすること御先例に合へり、云々々もこは頼ある事かと思ふほとに大場、曾我、俣野、梶原、等追ひ來りて此臥木の内を尋ねむ

とす、梶原先臥木の内に入りて見れば、頼朝此にありて自害せむとするを見て景時曰、
 軍の勝敗は、時に寄るものにて、唯命を全うして後の勝を期せすばあるべからず、某
 味方を欺き助け参らせん、君世に出給は、某か上を忘れ給ふると、云ひつゝ、外の方に
 出、此時景時か持てる弓の筈に蜘蛛の巣かゝれり、景時は臥木の口に弓杖突きて、此
 内悉く尋ねたるに、敵一人もあらず、此を以て思へば先に敵とたほしき騎馬の兵七
 八騎ばかり、土肥の眞鶴の方に落行を見認めたり、正しく頼朝主従ならんいさ共に追
 行きて、討取ばやと云ふを、大場聞きて嚮に眞鶴の方へ落行けるをば、某も遙に見し
 が頼朝にはあらし、無下の端武者とおぼえたり、此内ころ甚奇しけれと云を、景時
 大音揚げこは心ねぬ言かな、某を疑ひ給ふか、今は平家の代なり、源氏軍に負けて落
 ぬるを、誰人か源氏の大将の首取て平家の見参に入むとせぬものやあるべき、何を以
 て頼朝主従を見通す者のあるべき、ここに此の弓の筈を見給へ蜘蛛の巣かゝれるは、
 我より先に入りたる者なき験あらざるやと云ふを、大場聞かず梶原を排除けて自身臥床

の口に臨み弓を差入て掻き廻すに頼朝の鎧の袖に當りける時山鳩二羽この臥床の内よ
 り飛出たり、これを見て大場人無きことを察して、人々と共に退く此の如く神異を蒙
 れることをまづ思ふべし、斯て終に壽永の時義経範頼をして平家の大軍を西海に追ひ
 落しけるとき、安徳天皇をば、いかにもして護衛すべきを義経追奉りて、畏くも玉
 体を海底に沈めまゐらする如き、大逆罪を犯し頼朝は文治元年十一月強て六十六ヶ國
 の惣追捕使を請ひ、諸國の租税を鎌倉に取收めければ朝家の御衰頽を讓しぬるを、幽
 府の御憤ありて頼朝義経兄弟の間不和を生し、義経は吉野山に於て最愛の妾靜に
 別れ、出羽國龜割山を通る時は都より伴ひし妻室、山中に於て出産す、其身は檢非違
 使五位ノ尉に進み、内の昇殿をも許れ、室は雲上人の女として山中にて、畜産し終に
 衣川の館に於て自害せり、一説には衣川をわちて蝦夷に落つともいへども、然るも猶
 神明の怒りて皇國內に住せ給はぬものあるへし、又兄頼朝は相摸川の橋供養見にも
 のしたるかへるさに、稻村が崎にて、馬より落ちて死す、こは頼朝の目には空中に雲

起り、其雲の中に安徳天皇の御靈の顯れ給ひたるを見て恐怖して落けりと云説あり、頼朝は馬術の達者にて石橋山の敗軍七騎落の時は岩角木根を嫌はず乗けるほどの者なるに馬足平かなる稻村が崎の浪打場なみうちばに落馬しつるは、いかにも然る事ありけむも知るべからず、其子頼家は伊豆國修禪寺しゆぜんじに於て、北條の隠謀いんぼうに係りて遂に殺され、其弟實朝は右大臣に任せられて、鶴岡八幡の社前に於て拜賀の式を行はむとする時、社頭の階下に於て公曉の爲に殺されたり、祖先代々尊崇の、八幡の社前といひ、大臣拜賀の節といひ、實朝一世の嘉佳ともいふべき時に當りて、横死を遂けたるは頼朝、朝威を犯したる神罰あること疑なし、こゝに於て纒むすに三代にして頼朝の後絶果ぬ、この前後を照らし合せて思へば、天神頼朝に命して朝家を蔑にする平家を討しめ、又頼朝平家に増さりて、朝威を落したるを以て、終に頼朝の後を絶給ふ、幽府の神慮實に恐るべし、斯て頼朝院宣を蒙り、大義を守りて兵を揚げたる時は、異しき神威の加護ありけるを、後大義を失いたるに至りては、上件述る次第に立至りたるを、篤く思ひて

天皇の稜威りやうゑいを畏みて朝憲を守る者は、必ず神明之を賞し給ひて、家門を榮えしめ給ふ事疑なきものあり、然るを世の敬神家と云ふものたゞ、信神を専らにして、篤く朝憲を遵守せんとするもの甚稀せんとなるは何にといふに、神佛敬導職の説く所を聞くに唯に信心を勸め、已か社寺の榮を思ひ已か諸社の廣からん事を念として、此を専ら説き朝憲のある所を明にし、制度法律の上を詳に説く者少き故あり、然れば下等社會の頑固ある信心をのみ主とするは、其社會の罪にあらず人を説諭するもの、罪といはざるを得ず

布 教

三代三錄卷十九、太政大臣良房公表曰、孝子、善述、父志、忠臣、不失主心、云々此忠臣、主心を失せずとあるは、即天下の人民を諭す者の目的とすべき語にて、所謂教則に朝旨を遵守せしむへしと、あるは是なり、然れば先づ朝意のある所を、能認

めて、之を人民に諭さずはあるべからず、或人の説に方今政府に對して、民心離れたり、然るを朝意を専に説は、人民悦ばず、道を弘むる功を奏すること能はずと云ふは甚しき僻事あり、其道と指すものは、何ぞや皇祖神の定給ひし、天津日繼しるしめす天皇の憲を遺きて道と指すもの他にありや（神隨の憲、則道なること、既に先きの講録に委しく云へり）人民悦ばずとて、人を諭すは何ぞ道を説くものといはん、最悦ふへき憲ある由をよく説きて、悦しむるぞ、即ち教導の主ならずや、推て或人の意を量るに、道として専ら説かんとするは、信神を勸め神社に詣でしめ、祓の詞を讀ましめ講社に結社させ、或は死後靈魂の歸着する處を主とせんとの意あるべし、信神を勸め神社に詣でしむるは決して、惡しき事にはあらずとせむ、此を以て即ち道とすへきはあらず、皇祖神の定め給へる大道の教を以て、方今の人民を開明の域に赴かしめむとするは急用あるものを、運々たる牛に乗せて、千里の道を誘むとする者の如し、最迂遠するの極ならずや、又皇孫の大御心に忤り政府の意皇孫の勅に依ること勿論あり

朝旨を悦ばず、憲法を疏むするもの死後何を幽府の神慮に適ふべけむや、皇孫のしらしめす顯世にありて、深く朝意を尊奉し、篤く朝憲を守りてこそ、死後幽府の賞をも蒙らむこと、理の動かさる所なれ、或人の方今民心政府に離れたりとて之を傍觀して唯一家一宗を榮らしめむとするものは、朝命を奉じたる教職と云ふべからず、若し民心政府に離れたりと、見認ることあらば、益々之を朝意に依らしめ、之を政府に篤からしめざればあるべからず、教職たるもの、或は講壇に臨みて之を説き、或は對座之を諭し百方周旋して民心を朝旨に固結せしめずんはあるべからざるを已か一家一宗の教域に固結せしめて、政府を餘所に見るものは國賊といはんも強言ならず、五千萬の民心をして朝旨に固結せしめずむば、何を以て皇國を維持することを得むや、政府に固結せしめず己か一家の教に固結せしむる者は、公を輕んじ私を重んずる者あり、或人の見込の如きは政教不一途あるものにして、政治を翼賛する所の教にあらず、如此説をあすもの上等の教職にあらず、故に政府は方今の教法を度外視し、識者は今の教

職を頑愚とするも、皆自ら招く所によるものあり、民心政府に離れたりとて、民心を離れたるまゝにしておくは、教職を奉る者の任にあらず、又其民心をして政府に駕からしむることを得ざるは、説く處に未力を盡さざる所あるか、或は諭す所に熱せざるかに依るものなり、僧日蓮は鎌倉の時に於て、北條家には禪宗を信じ、眞言宗の徒は大日經に依り、念佛宗は、一向専念の佛名を唱へ、捨開放の説を立て、民心法華經の題目を主張し、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊の語をもちて他宗を辨駁して一宗を弘めたるにあらずや、此に校ひて思へば、天祖の統を繼玉ひて天下をしろしめす、皇孫の治め給ふ朝政に依らしむることはいととも、安き業あらずや、斯て或人の云民心政府に離れたりと云ふも甚心得かたき事あり、廣く天下の民情を察するに少しにても心あるものは、逢かたき開明の大御代に逢ぬることを、悦び一生の中に此盛世を見て死ぬることを嬉しと思ふ者甚多かるを、何を以て民心政府に離れたりと云ふや、凡天下の社會を概する時は開明家不平家無心家の三ツに通ぐべからず、然るに不平

家は遠國片隅に在る士族等の座食して門閥に誇り大録に安んじたる者の此大變革に逢ひて、己が身勝手悪しきより、時勢を誇るもの或古學者の、皇國の外に地球上國はあらぬが如く、頑固説を張る者の大に洋風を取給ふことを歎する者、又無心家は租稅學校費徵兵等の事に就きて、其租稅と學校費等は必ず出すべく徵兵には望みても出すべき所以を知らずして、苦情を唱ふるものに止まりて、方今の制を不服するものあるのみ、教職の奉命を忝する上は其頑固を解き舊弊を破り、租稅の所以を諭し、徵兵の悦で出すべきを明辨せずんばあるべからず、若人を遣きて、己か自ら自營の道を説かむとあらば、教職の身とあること勿れ速に教職を辞し、非職の身となりて、主張するには及ばし(教職自ら租稅法を知らず方今大中小學校の大に民に益あるを知らざるもの尠しとせず却て自ら不平家に列して不服を鳴すものなしと云ふべからず此他の見所教法を世外の者に置く所以あり)又或人の見を推量するに民心政府に離れたりと云ふは、自れ先づ政府に離れたる心より出る言と、いはざるを得ず、若し民心の離る

ばかり政府に不良の所置ありと見認むる事あらば、何ぞ死を以て上言せざるや、國家を思はざるの甚しきものと云ふべし、織田公未だ若かりし時暴行甚しく、家人の心離れたるを、平手監物其身死して織田公の心を改めしめ、衆人をして能く主家に依らしめたるにあらずや、民心政府を離れたるを以て、朝憲を示さず民心に應せずとて之を、説かざるは小兒病ありて服藥を嫌ふとて藥を與へず、却て小兒の欲する者、毒の物を與へて、病を治めず終に小兒の死に至るを顧みざるが如し、民心政府に離れたりと見て之れを政府に依らしめむともせぬは、政府の斃るゝをまつ者に似たり、皇孫の政府斃れむとするを、傍觀するをも、猶敬神愛國といはむや、然れば或人の説の如く若民心政府に離れたりと見る時は益々朝憲のある所を自知し、彌々租稅律法等の朝憲を明にして能く説き篤く諭すに於ては、民心之に感徹せずといふことなかるべし、方今朝憲を説くに、民心に應せずとするは、自ら時勢を知らざるか、或は朝憲を詳にせざるか、或は説論に熟せざるか、或は盡力の足らざるかにあり、自ら及ざるを以て

止むものは、所謂義を見て、為さざるは勇なきものあり、藤原爲明北條氏を討むとするの、謀泄れて囚となり、六波羅に推鞠の時熾炭上に、青竹を敷並べて、之を踏ましむ爲明神色撓す、硯を索めて一首の歌をしるす

「おもひよる我がしんじまの道あらで、うら世の事をとほるんしとは」
 武士共大に歎じて、再問はすして能むといひ、又承久の時清水寺の、鏡月官軍に参りたるか、賊に捕れし時「勅あれば身をばすて、き、ものふの八十氏川の瀬にはたねど」とよみける一首によりて、免されたり、頑なる鎌倉武士だにも唯一首の歌に感肺して、深く惡みたる心を翻したる、例もあるを自朝意を得て能く諭し、妙に説至らば、何を民心を翻さくらむや、然れば或人の民心の政府に離れたりと見るも朝憲を説くを民心に應せずと云ふも、共にいみじき僻事なり、忠臣は不失主心と有るを布教の目途として、朝旨を遵守せしむ入しとあるを、職掌の主要とすべし、或人の説に感はされて不忠の臣とあり、職掌に恃る者とあるなかれ

心氣

いにしへの野中の清水ぬるけれど、もとの心をしる人ぞくむ、
 此歌は古今集雜部に載せたる歌にて、本の心を知る人ぞくむといふが歌の主なれど
 も、其くむといふより、清水といひ、清水といふにつけて、いにしへのと云ひ下した
 るものあり、然るは古へ美作守素丸と、いひし人其任國に下る時、因幡國印南郡なる
 野中を行ける頃しも、六月炎暑の頃にてたへかたかるに、野中の清水をくみて暑を忘
 れたることありしを、任限はて、京にかへりし後、年経て病に罹りける時、いなみ野
 の清水をくみて、取寄せけるに、京より道遠く、その水はぬるみはてぬれども、これ
 ぞいにしへくみて、暑を忘れぬる清水あると思ふころよりして、病苦忘れしことも
 て、いにしへの野中の清水ぬるけれど、よみて本の心を忘れぬ意に、應じたるなり
 (古今集の古き註にいへり)此は、氣の爲すに、よるものにて、其氣は靈魂より心の發

し、心より氣は發するものなり(註に氣は心)と云ふは、氣は心の爲すものなる由の
 意あるへし、然れば心剛ければ從て其氣も剛にして、物を制する勢をあし、心弱な
 れば又氣も弱く物に制せらるるものなり、此氣に依て終に身体をも養ひ、また身体を
 害ふ事あり、故に病者を救ふに其氣に依て大に注意なき事能はず、或所の婦人誤ちて
 蜘蛛を食ひぬとおぼれて、腹部張滿しけるを、諸醫診察して、こは蜘蛛を食ひし故に
 あらず、水氣の然らしむる所ありと、いひて治療を施せども患者は一向に蜘蛛を食ひ
 し故と、おぼれければ、其氣の爲に藥が制せられて驗あし、或醫診察してこは實に蜘蛛
 を食ひしによるあり、吾が與ふる丸藥を服用せば、血下るべし、血下らば、毒共に
 下りて必治すべし則を注意すべしとて、丸藥を與へぬ二三日にして、血多く下るさ
 てこそ醫師の云はれたるに相違なく、蜘蛛の毒の下りたるにはありけれど、よろこび
 けるが間もあく、病癒ぬとなん、此醫も素より蜘蛛の毒にはあらずと知れども患者神
 經の爲す處あるを察して、赤き絹糸を細く切りて丸藥に加へたりしなり、如此氣の

終に心經病となりて身を害する事あり、又古今著聞集(二十卷)橘成季作曆應三年に成る)に見わたるに或人の家に盗人入りぬ、主人此を知りて何にするかと、障子の破れより伺ひ見るに、盗人一室の内を尋ねつゝそこにありし、衣一ツ懐に入れ、猶柵に置たる鉢の中に灰のありけるを取をろしぬ、猶いかにするかと見つゝあれば、盗人は其灰を手に掴みて二口まで食らひ、三口めに吐出し、さて初めに盗みたる衣を懐より出して、本の處に置きて出去らんとす、主人思ふやう物一ツも盗れぬ上は捕へて鞫問すべきにもあらねど、灰を食ひて其後取りたるものを本の所にかへし置くは、いかに其意解しかたきことなり、一度捕へて其由を聞きて後放ちやらんと、盗人の退き去る所を、外に待ち居て捕へぬ、盗人は捕へられて身を縮め恐れ居れり、主人云「汝一ツも取らねば助くべし、然れども我汝に問ふべきことありて捕へたるなり、然るは吾先きより汝が状をこゝに見てありしに、云々あるは如何にも心得がたしと云ふを盗人答へて、某素より盗心なしといへ共、其身實にして今日にて三日間物食はず

たへがたきに、此家に忍び入食物を盗みて食はむと、一室の中を尋ねけるに、食物もければ始めて悪心生じ、衣を盗みて懐に納めしが、猶食物もあらむかと、柵を見るに鉢一ツ見出して心嬉しく、取下し見るに麥の粉とたはわて二口までは食ひしが、三口におよびて灰なりとおぼへて、吐出しぬされども、此れにて餓を忘れたるこゝちになりければ、衣を盗みたることの、悪しかりしをおぼえて、本の所に返しおきたるにてはへると、答ふ主人も聆れみて、食物を與へて、放ちやりぬる由これ等も飢たるまゝに、食を得むと思ふ氣凝りけるが、灰を食ひて物食ひ得ぬと思ふ氣によりて心治りぬるものなり、氣は神魂の妙用にて目にこり見ね、進みては遠きに至り、四方に満ち退きては屈して、身体中にも、又甚た氣凝りては、死後に残りて奇異をなすこと、其例多かることなり、或は氣の盛る時は、外物を制し抑へて、身に近着けず此を家兵に衛氣と云、心剛あるより其氣盛に身を衛れるは、加藤清正か朝鮮の役に明の大軍海岸に供へたる處の間近き浪打際を、小舟に取乗りて、ウルサン、を差して漕ぎ

行かじむる、數萬の大小炮を打掛けたるに、身に一丸も中らず又馬場信孝が長篠の戦に織田方數千の砲發をあす中を四方に乗廻るに、一も身に受けざりしなど、みま衛氣の爲す所なり、既に享保の頃東京麻布ある小諸侯の邸の奥にて、納戸金五十圓粉失したる時、奥女共の云ふに市谷に有名ある修験者あり、此者に命して祈らす時は、必盜取たる者に驗ありと云ふ、然るべしとて其修験者を呼ひて依頼す、然るに近習の者を悉く集めて圓居させ、中央に幣を立てこれの倒れたる方の者を鞠問すへしと云ふ、其言の如くして修験者丹精を抽んで、祈りけるが、中央の幣一人の前に倒るゝに於て其一人を捕へて殿に拷問すれども白状せず、然るに其者の向に座したる一人自首して曰五十圓金は、實に某盗みたるなり、罪なきもの殿しき拷問を受くるを見るに忍びず實を顯すなり、就きて申すは若幣の某方に倒るゝこともあらば、彼修験者を一刀の本に切殺して割腹致さんと覺悟して小刀を懐に藏たり、故に其方に幣の倒れざることを見へぬと云ひける由、こは其氣の強あるに制せられて向坐にありける者の方に

倒れたるものあるべし、此を神代に溯りて考れば猿田彦神の皇孫命の天降り給ふ時出迎へます時、上は高天原を光らし、下は葦原中國を光らすると云古傳説のあるも其神の心猛く、其氣の盛に顯はれたるが、神の御上されはかくばかりにありけるものあるべし、然れば心清く剛にして女々敷事あくば常に其氣盛んにして己が身体を衛るものなるべし

不言教

延喜格序曰我朝家出混沌無爲之功未假號令不言之化豈用三章一條あるは、無爲にして治りし、上古には號令を出し、章條を立て、人を制することなく、不言にして民能く化たる代を指て云ひし語あり、假令ば世に絶て、火災といふ事なくば、消防の具なく、洪水あくば水防の具あるべからず、火災ありて始めて消防の具を設け、洪水ありて水防の具あるべし、不言にして民化する世に號令を出し、章條

を立ッべきにあらす、世降り時遷りて無爲にして治る事なく、民道に反く者あるに従ひて、號令を示し章條を設けて治めしむるに至れり、其號令を諭して民をして之れに依らしむるを教といふ、道衰へて人を教る道の始ること、假令ば人病ありて始て藥を興ふるが如し、老子の大道廢れて仁義興るとは此を云ふ也、抑父母を孝養し妻子を愛育するものは教に依て始めて知るものにあらず、萬葉集に父母を見れば貴く妻子を見ればめぐしうつくし世の中はかくむことばり云々とあるは神の授興したまへる人の性に自然具るものあり、父母を見て貴く思ふ情に、其貴き者には篤く仕ふべき道は其貴く思情より生し、妻子を見てめぐく思ふ情に、其愛き者をは深く恵むべき情は、其愛情より生るものにて、皆神授の性に具はれるものあり明治三年九月二日新律綱例編輯に付きて集議院へ御下問書に、神武以降二千年間寛恕ノ政ヲ以テ下ヲ率ヒ、忠篤ノ俗以テ上ニ奉ス大寶ニ及ヒテ、唐令ヲ折衷シテ云々とあるは、上古上下無事に治りし事上文延喜格の序に、いへるが如し、故に律法を要することもあかりしを、漸々大寶の

頃に至りては、民忠篤の風俗に反き、上に奉せざる者出来て、罪を犯すもの尠からずありければ、こゝに於て大寶の時唐令を折衷せられて、律の設けありしことを宣へるものあり（此は御下問書の趣によりて云此より先近江の朝に、律は始まりぬ）民道に反くもの出来る世となりては、號令を出し教を以て道に反かせじとせずばあるべからず、若教に従はずして反きて、罪を犯すものあらば、律を以て刑せずはあるべからず此れ後世教と律と並立する所以あり、后世追々罪を犯すもの多くありけることは、相摸國小田原に北條家の在城しける頃、或時旅僧一人城下を通りかゝりて制札場に立泥みて、詠けるか此僧歎息して北條家の亡ひむことも近きにありといひけるを、其傍を通る北條の從士聞きて、いたく怒りて言ひけるは、御僧は忌々しき言を吐るゝものかあ、如何ある故ありて然は云はるゝやと詰り問ひけるを、僧答ひて別の故にあらず、拙僧十年ばかり先きに此處を通りける時は、制札の條目は纒かに八條ありけるに、今は二十七條にあれり此れ國民によからぬもの多くありて、領國の治らざるに依るもの

あり、此を以て亡國近にありと申したるものなりといへりと云ふも、則先に論る如く章條の多きは罪を犯すもの多き證なり、此を一人の上にて云はく、遊泊の少年輩を誡むるに若其者生來酒を好まず、色と賭博をのみ好まは之れを誡むるに、二ヶ條を誡しめて足るべく、又唯色をのみ好みて酒と賭博を好まずば唯一條にて足るべし、其失多きは從て誡る條目多かるべし、如此人の罪を犯すは人たるもの、爲まじき事を知らずして犯すにあらず、人素より良知良能を具へて爲すべからぬ事の、惡きことは自然知れるを、人慾の爲めに（良知良能は靈魂に屬し、私慾は身體に屬す）姑良知良能を掩ふ所より、生ずるものなり然れば、教は其掩ふ所の物を拂ふまでの設けたるのみ人素より善惡を知れるものなれば、律に不應爲あり然るは、律に正條あしといへ共、人たるもの、應せざるべからざる事を爲すと不應爲律とす、然して律の本たるや爲すべき事を、爲さざるを爲すまじき事を、爲さざるの二ありて、此爲べき事も爲すまじき事も、人たるもの教を待すして、自然に知れるものなれば、律は専ら罪の輕重を權衡するにあり、人の自然に善惡を知れる事は、假令ば、生あるもの、自然、死を恐る、情あるが如し、鳥獸に銃を向けば、必逃びざるは多く、魚を釣るに餌の先きに針の露る、時は魚恐れて、之れを食はず、鳥獸一回も銃丸を受けりて幸にして免れしものあらず、然れば銃の恐るべき事を知るべき事を唯其銃の形を見て恐るべし一應考ふれば奇しむに似たり、又魚針の恐るべきを知るも此に同じ、然るに此を知るは造化の神より、授る所の靈魂に自然死を恐る、性ありて知るものなり、然れば山川にて結を取るに、細き細の所々に鵜の羽を狭みて此細二筋を、左右相並べて引き行く時は結恐れて一所に集るを網を以て取る事あり、此も結の一回鵜の口を免れたるものならばあるべし、此羽を鵜の羽とも何とも知るべきやうなくして、自然恐るは猶上の理に同じ、此理をおしひろめて能思ひば、人は良智を授りて自然善惡を知れることも、明らかに知らるゝあり、こゝを以て古不言の教を以て治めたる事を知るべし然れども今にありては一日も欠くべからざるものは教なり

するにあり、人の自然に善惡を知れる事は、假令ば、生あるもの、自然、死を恐る、情あるが如し、鳥獸に銃を向けば、必逃びざるは多く、魚を釣るに餌の先きに針の露る、時は魚恐れて、之れを食はず、鳥獸一回も銃丸を受けりて幸にして免れしものあらず、然れば銃の恐るべきを知るべき事を唯其銃の形を見て恐るべし一應考ふれば奇しむに似たり、又魚針の恐るべきを知るも此に同じ、然るに此を知るは造化の神より、授る所の靈魂に自然死を恐る、性ありて知るものなり、然れば山川にて結を取るに、細き細の所々に鵜の羽を狭みて此細二筋を、左右相並べて引き行く時は結恐れて一所に集るを網を以て取る事あり、此も結の一回鵜の口を免れたるものならばあるべし、此羽を鵜の羽とも何とも知るべきやうなくして、自然恐るは猶上の理に同じ、此理をおしひろめて能思ひば、人は良智を授りて自然善惡を知れることも、明らかに知らるゝあり、こゝを以て古不言の教を以て治めたる事を知るべし然れども今にありては一日も欠くべからざるものは教なり

花 實

此編は從種成、果説の餘意を述へむとす、纏に云へる種にして、終に實を結ぶは、天理の然らしむるものにして人代の上のみならず、遠く神代に溯りて之れを考れば、先づ造化三神ましますか種とありて、神人萬物の實を結べり、此を小にしては伊邪奈伎、伊邪奈美二柱神種となり給ひて國島の花さき、天照大御神月讀神素盞之男命の實を結ひ、亦天照大御神素盞之男命種とあり給ひて、皇孫命の花咲き皇國に降臨爲給ふに及びて天壤無疆の實を結べり、實は花より成り、花は種より發るは、天理の常なるを、方今世の流行を見るに、花のみ競ひて實なきもの、多かるは、いと奇しき事なり、足利弘訓の歌に、世の中は八重山吹の花こゝろ、實なき事のみもてはやしつゝ、と、詠したるは實藥の功能書新聞紙上の論説學者の献白、歌學者の祭文、娼妓の文、口頭の花ありて、實なきは浮薄人の無説、媒酌人の周旋口、娼妓の蘭語、下等官吏

の議事、無學者の説教、猶多かるべし、此類並へ立て云は、猶際限あかるべし、如此表に花を顯すものは、皆其心中の顯はるゝにてたとへば、頑固者の結髪にして五所紋の黒羽織を着し、遊野郎の半髪にして花美の服を着し、無頼もの、廣袖大褌の服を好みなとするも、皆其心の自然形の上に顯るゝにて、田舎にて稀に洋服を着る者を頑固黨の皮相開化者流と、憎めども其心に從ひて好む所、自然形に顯はるゝものなり、假令は或時豊太閤出仕の諸侯か脱し置きたる刀を見られて、傍の者に我試に此の刀の主を云ふべし、とて此は誰のならむ、此の主は誰ならむと云はるゝに、悉く相違なければ、如何にして知り給ふにやと云ふを、聞かれてさればあり差料の制作も自然の心に從ひて好みくあるものなれば、其主の心顯はるゝものなり、先づ花美あるを以て、浮田秀家あらんと思ひ、キヤシヤあるを以て、前田利家と思ひ、寸延びていかめしさは、上杉景勝と思ひ、質素にして自立たざるを、徳川内府ならんと思ひて、試に云ひしは皆其主の心に依りて定めたるなりと云はれしが如し、今此を以て世上を考ふ

るに、作り出る所の諸器物をはじめ、織り出す所の衣に至る迄、見る所に美しく宜しき体をなせども、物甚手厚からず、堅實ならざるは、所謂花ありて實なきものといふべし、古きものは表の見る体は宜しからねど、物厚く堅實にして今と大に違へり、皆人心の物に表はるゝものぞかし、成化年三月勅書に曰く、上竊カニ考フルニ中葉、朝政衰へテヨリ武家權ヲ専ラニシ、表ニハ朝廷ヲ推尊シテ、實ハ敬シテ遠ケ、億兆ノ父母トシテ、絶テ赤子ノ情ヲ知ル事能ハサルヤウ、成行、遂ニ億兆ノ君ナルモ唯名ノニ成リ果、其カ爲ニ今日朝廷ノ尊重、古ニ倍セシカ如クニテ、朝威ハ倍衰へ上下相離ル、ニト霄壤ノ如シ、カ、ル形勢ニテハ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ、今般朝廷一新ノトキニ膺リ、天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ、皆朕ガ罪ナレバ、今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立、古列祖ノ靈ヲセ玉ヒシ、雖ラ履ミ治蹟ヲ勤メテ、天機ヲ奉メ億兆ノ君タル所ニ背カザルベシ、往昔列祖萬機ヲ親ラニシテ不臣ノモノアレバ、自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ、朝廷ノ政統ヲ簡易ニシテ、如此尊重ナ

ラザルニエ、君臣相親、上下相愛シ、德澤天下ニ洽ク、國威海外ニ輝シタリ云々」とある勅書の往昔、列祖ガ機ヲ親ラニシ云々より、以下の勅意を篤く辨ふべし、古ハ百事簡易にして飾色の花美あく、實着を主としたまひけるに、當御代にも效はせ給ふ由あること、よく心得たらんには、朝意のある所も虚色を捨て給ひて沈實を取り給へるに、依らせ給ふことを伺ひ知るへし、然るを舊幕の風習はこの實をすて、花を取る事の甚しき事は、假令は諸門の御衛の如し、大番所に建る數鎗の柄は、曲り身は銷ひ又番所に備へたる弓は狂て、射ること能はず、鐵砲は銷付て、引金の落ることなく足輕は木刀を帶し、士分は活たる刀掛と云ふ物に異ならず、此を以て何ぞ不慮の實用に充らんや、舊幕の政事此に類すること大小と多く甚多かるを、維新以後の政は虚色を用られず、専ら實用を旨と爲給ふ、然るに世間の事、虚色に流れて、實を失ふ事妙からざるは、朝旨の布及せざる所あるに依るものあらん、三條の教意を奉して、人民を説諭するもの専らこゝに注意せすんばあるべからず。

從種成果

古今和歌集に、種しあれば岩にも松は生ひにけり、こひとしこひは、あはざらめやも、
 とあるは人を戀ふる心の種だに蒔きて思ふ心に怠りなくばいつしか、其種より物の生
 る如く一回は逢ふ事のかなはぬはなき事あり、種たにあらは巖にも松は生ずるものを
 といふ、意なり善惡禍福もまた此に同じく善の種を蒔けば必ず善事生じ、惡の種を蒔
 けば惡事生じ、禍福の種によりて、生るも同じ唯之に違ふものは苦の種より、樂生じ
 樂の種より苦の生る二あるのみ然かして其種をまく時と所を撰ばずばあるべからず、
 米を陸田にまき豆を水田にまき、或は豆を春蒔、米を冬蒔時は生せざるか如し、平
 家其族を亡さるゝは頼朝と云ふ種を東國にまきて(伊豆國蛭か小島に流す)遂に之か爲
 めに亡されたるは地を撰ばずして種を蒔けるもの、如し、如何とあれば頼義、義家以
 來東國の武士は悉く源氏を慕へて、平氏を憎みである土地に、其子孫頼朝を配流した

ればあり、又頼朝は手近き後園に、北條と云ふ種を蒔きて、終に其血脉をたゝれたり
 織田豊臣兩公は能く時をも撰ひ良き從士の種をも蒔きて應仁以來の荒畑を開墾せられ
 たれども、織田公は其種の中に撰ひ誤られたる明智の爲に亡ひ、豊公も同じく之を誤
 りて石田の爲めに、子孫絶わたり、徳川氏は織田豊臣兩公の開墾地を私して、二百餘
 年の實を得たり、斯て水戸贈大納言光國卿は、皇國の衰を歎かれ尊王の種を蒔かれ
 て、其子孫には源烈公を生じ、其從士には青山、立原、戸田、藤田、武田等の人物
 を始め、他には林子平、蒲生秀實、高山正之、或は薩長の士、或は天下諸有志を生じ
 て、遂に大政復古の芽を生したり、此れ時と種とに依るものなり、今西山公の種によ
 りて大政復古の生したる、次第を詳に云はば、徳川氏初代の頃より漢學開け、初め
 て二三代の頃に至りては、學問といへば、漢學と思ひ貴きものと云へば將軍とのみ思
 ひて、國体を思はず、朝廷を尊む心なかりしを、西山公専ら國体を重じ、尊皇の意を
 以て、禮義類典、大日本史等の編纂ありて、皇國固有の道を明にせむとせられけるよ

り、其後皇學者には加茂、本居、上古を主張し、漢學者には、賴山陽皇室の衰を慨
 歎して、史論を著し、士氣を興起せしめ、烈公は西山公の遺志を繼れて、大に尊皇攘
 夷の意を張れしかば、其餘波天下に及して、皇室復古の策を謀り幕府を頹さんと爲る
 有志輩、四方に競ひ起りけるを幕府には之を憎みて、或は之を獄に繋ぎ、或は幽閉し
 或は暗殺して、有志輩を刈らんとするに、幽府の慮に出てけん、時運の然らしむる所
 にやありけん、之を拂はんとすれば、彌々募りて有志の徒追次に世に顯はれ、終に舊
 幕を頹して、大政復古の大業を立てたり、或は之を氣候に比論せば徳川氏の擅制は、
 冬日の寒氣地上を壓するか如く、外様の諸侯官位を朝廷より給はりたるもの、徳川の
 臣下の如くせられて、其下に屈したるは、昇發の氣地中に在りて立身らんとするか如
 し、然るを有志輩、暴政を憤怒して、四方に競ひたこれるか爲め、擅制に障礙を生じ
 たるは、寒氣の緩を生したるか如し、こゝに於て久しく、擅制の下に屈したる、外様
 諸侯は忽ち時を得て、其擅制を破りたるは、地下の陽氣の蒸發したるに似たり、是自

然の勢なるものなり、此運ひ行く所を熟々考ふれば、其種は西山、景山の兩公等に
 ありて上件の芽を生しぬるものなるぞかし、此れ上古より治乱興廢の運ひ行くことみ
 な、其種となる處の、原因ありて生るものあること、歴史上に昭々たるを見て知るべ
 し、よく其所以を辯へて、世間百般の事は其本都て幽府より出で、始めて其種をま
 す事を悟らば、幽冥を畏るゝ心も益篤かるべし。

花山のあかたにまさしからあるに世人の衣皆りまりけり。

勉強

茶事は原と禪僧より始り足利義政天下の士に捨てられて東山に隱遁して自身茶を立て
 たるより廣まり圍碁は仙人氣取の老者よとの光陰を送る便としたる事にて此の二事は
 世外の者の爲る事にて素より世間無用の業あるは無論あるに夫すら其事に拘りたる有
 名なる者の勉強は實に不凡の堺に至るものあり況んや世間有用の事に勉強せさらんや

故に今茶事と園碁の上不凡の勉強せる物語を此處に引用して世間有用の事に勉強す
 へき事を知らしむ然るは豊公大坂城に座したる時其傍を放たす寵愛せられたる曾呂利
 新左衛門は茶僧利休と甚不和ありければ何の時に利休に不都合をささしめんと考
 へ居けるに或年の冬日は暮るゝ頃より雪頻に降出て夜半に至りて地に積る事七八寸に
 も及ひける時新左衛門思ひけるはかゝる大雪の夜半に至りては彼の利休も怠りて御茶
 屋の爐の火も絶わたらんに忽然と御出あらは流石の利休も困却すへしと考へて豊公の
 寢所の次まで參り襖越に新左工門申しけるはいかに御寢あらせられしか雪おもしろう
 降りて御庭の植木美しうなりぬかゝる折時雨の御茶屋に成らせられ候はゞさころと存
 候ふと申ければ豊公眼さめられていかにも然なり手燭を點すべしとて寢衣の上に胴服
 を着られて立出らる新左工門前に立ちて庭の飛石を傳へつゝ時雨の茶屋に至る折戸の
 此方より新左工門聲をかけて利休殿只今是れ迄成らせられぬと告ぐ利休速に答へて
 折戸口迄迎ひ奉り御先に立ちて植込の枝にかゝりたる雪を拂ひつゝ園の内に入れ奉

る新左工門も後に副ひて入る然るに何時の間にかや爐に次きたる炭は盛に起りて釜の揚
 松風の音たて爐の内の薫物はかをりて早梅の香にあやまたれたり新左工門は我豫想に
 反したるを残念かり今は我策も空しくありぬ何かなと考へつゝかゝる深更に湯漬を命
 せられたらんにこれは利休も困却すへしと案し付きて豊公に申けるは夜更ぬれば
 定めて御空腹におはしますん御湯漬を仰せ出され然るへさかといひければ豊公はいか
 にも然るべしとあり利休畏りて水屋に立ち先に御迎ひに出たる時植込に置れる袖の
 實ニツ取りて袂に入れ來しを其中を抉りとりて味噌をつめ爐にて焼き綿入服紗に包み
 たる飯櫃より飯を盛りて奉る豊公山海の珍味に飽られたるに思かけぬ柚味噌を以て奉
 りたるか殊の外に意に適はれて利休か職掌の上にかく迄心を用る事を感じ給ひて加
 恩の沙汰さへありければ新左工門も今は爲ん方もあく却て利休の職務に勉強する事を
 感しけるとなむ其職にありて其掌る所に盡力する事如此ことあらまほしけれ又近
 き頃舊幕府の基所に井上幼介と云ふものあり園碁の技九段の業にありければ其由寺社

奉行に届け出る例にて（舊幕府の例九段に至れば五十人扶持を與へ目見以上に列ること
 ぞす）此由届けゝるに宗家ある本因坊大和は幼弁と兼て不和あれは幼弁の九段に成
 るを妨げむとて其門人秀和と云ふものを以て申立て幼弁と手合試験を請ふ奉行よりは
 段々手合は見合せて然るべき旨説諭を加へけれども本因坊の申立に幼弁未九段の技あ
 きを強て申立つる段甚不都合の至りと申すべし某門人秀和事は慥かに九段の技に
 至れり然れば秀和と手合せの上同等の位あらは九段届御開届けありたしきもあては
 従來の成規立かたしと申立ければ止事を得ず手合申付くへしとて一日寺社奉行の役邸
 に幼弁秀和兩人を呼出して手合を命ず二人は一世の大事なればとて前日より物忌して
 神明を拜し氣力を養ひあとして出席せり奉行列座の前に於て二人立ち對ひて黒白の石
 を取りたるは實に勇士の鋒を取りて立對ひたるか如し三人心氣を込めて打ちけるか其
 は三十五子を下して日没に及げれば猶後日打次くへしとて其日は退出す秀和師家に至
 て今日の三十五石を置きて其師本因坊に見す師之を見て横手を打ちて喜色を顯はしこ

れにて結局の三子の勝を生せりと云ふ幼弁も家に歸り同じく今日の三十五子を置き試
 るに結局に至らば三子の負に至るべしと覺りて幼弁歎息云ふはかりきし夫れより寢食
 を忘れて工夫を回らせ共三子の負に至るべきを持直す事能はず如何にせんと痛心す
 る程に再度の手合せに出頭すへき由沙汰あり止を得ず出席して結局迄打けるに案の如
 く幼弁三子の負とある斯て幼弁は家に歸り吐血して暫時絶したるか漸ありて蘇生し
 けると云ふこれより幼弁益々憤發して終に眞の名人に至りて碁所の職にありける由枝
 蓑たに斯の如し各其職に勉強せんことかくはかりあらまほしきことあり、何ある品行
 に美ある所ありて才力を具ふるとも其職に怠ある者は他の好事は詮あきものあるへ
 し又品行に少しの欠たる所あるも職業に盡力するものは之れに權衡を取りて他の欠
 けたる所は姑く論すべからざるものとなるべし
 （さむさにもたへたる見えて雪の中に宇治の木の芽にはひいてけり）
 （たこたらすはけむ心は雪の中になつすみかまのけふりにそしる）

施教商時論

弘仁格卷七(弘仁二年七月二十日)詔曰應變設教爲政之要樞商時
 制宜濟民之本務政無膠柱事有沿革云云此應變設教の四字は政
 を施すの指南此に止るものと云ふへし教は専ら弊害を退けて善に導くにあることは假
 令は病を治るに主として其病を征ち然して後身体を健康に爲しむるにあるへし然るに
 迂遠ある教を施して目前の弊害に當らざるは病を遺きて唯補濟を用るか如し今や世人
 一般患る所の病あり何ぞや此病を指して浮薄病と云ふ今此の病を救ふを以て教の急務
 とす何う他に及すの暇あらんや方今此病の流行する所の原因を求むるに開化に進む事
 の急あるより起るものと見ざる事を得ず然るは物盛んある時は從て弊害を生ずるが
 常あればなり所謂月明あらむとすればむら雲起り花咲滿ちて風あるか如し植物繁茂
 して虫を生じ秀才の物に放逸の失あり篤實者に頑固の弊あり蓄財家に無學多し學者は

概して偏僻あり自立の志に我隨を削ひ活斷なる者に壓制の害あり開化の急進するに浮
 薄の弊害を生ぜり今世の景況を見るに舊好は棄て時を得たる者に親しく近親の貧ある
 より他人の富めるに其間近く師弟は物を學ぶ間の名に存し主従は給金を受くる日にの
 みあり身代限の記簿は軒端に懸らるるも物の數ぞせず破廉耻の三字は華士族を罰る律
 の名に残りて得る物ありて耻を知るを迂濶ある者ぞす家産傾けば妻の夫に仕るるに怠
 り免の字を蒙れば妾轉るの意生す老者は矮狗猫老婆と類を伴にして厭はるるに至る假
 令は身体を健康にせむとして滋養物を食ふに過ぎて眩暈症を起すが如し又舊弊を退け
 むとして國人の氣力衰ふるは食毒を下たさむとして却て身体疲勞を取るもの、如し然
 ければ開明の域には到るへし舊弊は除くへし浮薄には流るべからず氣力をば保つべし
 進まんとするものは傍害を防ぐに注意すへし假令は進軍には伏兵を注意し走歩には轉
 倒を注意せずんばあるべからず徳川二代將軍の或時炎天の日將軍庭場を巡らるゝ時小
 姓千葉常丸腰刀を持ちて之れに従ふに事急にして履物間に合す素足にて炎天火の如く

される飛石の上を従ひ行く此を見て同僚酒巻千之助草履を持ちゆきて常丸に與ふ此状
 を見る他の同僚曰く千之助同僚の履物を取ること甚以て不見識の至といふへし恐ら
 くは千之助と常丸は男色ならんと云將軍之を聞きて千之助を呼ひて云ふ汝今日云々な
 るは武王たる者人の草履を取る事甚如何なりと督責せられれば千之助謹て答へ
 けるに一應御督責は御尤もなれども實は私家は代々千葉家の從士にて私先祖は常丸
 の祖祖と主従の義これあれば其舊情只今以て忘れ難く候ふ然るに今日常丸炎天に素足
 にて御供仕るを見兼て斯くは仕りたる由陳述しければ二代將軍深く感し玉ひける
 由如此舊好を捨ざるは其頃迄人情の篤かりしにて今世如此者甚稀にありけり又
 藤堂和泉守將軍城に登りける時先手頭の部屋を訊ひて種々物語せらるゝ時(徳川家の
 時諸侯諸願等は都て先手頭を取次とする例あれば諸侯は先手頭に親しく交際する慣
 り)此時談話食物の事に至りけるに一人云く近日某河豚汁を稱譽せり其味他に類な
 かりき河豚は有害の物と云へ共そは庖丁の粗あるに依りて害を遺すことあり料理する

時腹を割きて腹内を清潔に洗ひて庖丁すれば害あることなしと云ふ和泉守之を聞け
 るが邸に歸られて料理人を呼び出して河豚を調理すべき由を命し置き先手頭に書翰を
 以て河豚を参らすへし明日拙邸に参らるべしと云ひ遣す先手直ちに和泉守の邸に至る
 暫時ありて客の前に吸物膳を持出たり孰れも吸物碗を手に取りて汁の實を稱譽するに
 其味河豚にあらず和泉守は河豚は食ひし事あらざれども海魚の味とおぼわければ客に
 對して各此吸物何と味ひ給ふ某未だ河豚を食らひし事はなしと云へ其此味は海魚
 の味と存すると云はる、客答へて如何にも之れは河豚にはこれあしと云ふ和泉守料理
 人吉河三右衛門と云者を呼ひ出して今日の吸物の味河豚にはあらぬ由各も云はる何
 ありやと問はる三右衛門答へてアイナメにてはへると云和泉守之を聞かれて大に怒り
 聲を勵して曰く今日客人を招きたるは河豚を饗せん爲あり然るに擅に自己の意を以
 て他魚に換る事甚以て不届なり若河豚なくて得ざれば其由我に申聞くべし然るに無
 沙汰にして今之れを尋問するに當りて初めて他魚あるを申す我等客を欺きたるに比し

客に對して面目を失ふに至るは皆汝が意より出づと甚しく呵られければ三右衛門座を進みて曰く本日の御吸物河豚調理致すべき旨兼て命せられたりと雖も某に於て決して承服仕り難し其故は河豚は甚有害なるよしは知らざる者之れ也然るに御客の中若此の毒の爲めに害あらば君には如何にか爲し給ふ御客は皆將軍家の直臣にして然も采擧取て國家の爲めに卒を指揮し給ふ君達にて千金に換へ難き御身あらすや又君は一城の大守と坐て將軍家を補けて朝敵あらば之れを打ちて國家を安んじ給ふべき貴重なる御身を以て僅に食の爲めに害あらば朝家に對して御不忠御先祖に對して御不孝あり一命は召さるゝ共有害の河豚は進調致し難し河豚を以て饗し王はんとて招かせ給ひし賓客に對して如何と思召されば速に某が首を斬りて御客へ申譯あるへしと恐るゝ景色なく述へければ客は三右衛門の誠忠に感し又河豚の事を云ひ出たる人は面目を失ひたり斯くて客歸りたる後吉川三右衛門を呼び出して二百石を與へて士分に取たてられけり茶道料理人等は武士の中にはありても弓箭を取るものあらす云はく長

袖とも云ふへき者たるにかくの如し此頃人智開けず野蠻の有様ありしかとも人心の篤かる事は今世の浮薄なるに挾らべては大に異なる所あり今や開明の世にして相具るに上件云ふ如く人情篤からは實に文明國の体見るへし

文明開化

景行天皇の大詔詞に曰く倭國者以事負名國也とある如く名實相適ふは皇國古來の風儀あり、然るに今の文明開化と云ふものは其名實の違へるものあり、文明とは人心智徳の發達せるを云ひ、開化とは野蠻の開明に化するを云ふ、文明の政は壓制なく國律正しく内外古今を酌量して人民保護に關る事なく、其盛なる事春色の平野に満るか如く開化の民は篤く法令を守り國家の富強を謀り智を開き徳を修め博く學びて内外に通ずる事春色に榮ゆる草木の如きものは是なり、然れば眼に横文を見、口に洋語を稱するも開化にあらず、海は蒸氣を以て航し、陸は氣車に乗るも開化にあらず

居には玻璃障子を建、花毛氈を敷き、出るにはズボンマントルにステツキを突くも開明にあらす、人に對して君と稱し自らを僕と唱へ交際に禮讓を用ひざるも開化にあらす、政体を義論し人を輕蔑し自ら天下天下唯我獨尊を氣取るも開化にあらす、又上等社會は權妻と人力車に相乘し西洋割烹店に至り下等は晴天下駄履にして腰に手拭を垂れ牛肉店に入るも亦開化にあらす、此等を誤て開化と見るは名實相違ふものなり、名實の相違ふ事慣習の久しきものにて寛文の頃武人と云ふもの専ら行れたり、其武人と稱するものを見れば暗夜路上に人を試し切し或は下等社會の者の無禮を咎めて切殺し或は獨りに闘殿をして人を傷けなごする白柄の組の旗本又町奴男立など稱る類を武人と云ふ、武人とは武官の人の惣名にて其實は武を以て國家を護るものこそいへ、さる粗暴の者を云ふにはあらす、又元祿の頃は雅人と云ふ者行はれたり、其雅人と稱する者を見るに業を捨て、風月に耽り産を破りて自ら世塵を離るゝを稱する輩と云（或人俳諧に耽りて家産類き土藏を賣りたるに其跡廣く十五夜の月差入りたるを

見て「藏賣りて見し今日の月見かも」とて悦びたるよし、願くは「藏一ツふへて今年月見かま」と云ふべくあらまほし）雅はタ、シと訓じて正しき人をこそ雅人とはいはめ、然る徒食の人をいかでか雅人といはん、又文政天保の頃は通人と云ふもの行れたり、其通人と稱するものを見れば酒席に小歌の一も謠ひ或は三絃の一調子も間に合せて洒落まど口合する類ひを云ふ、通人とは古今内外に通じたる人をこそ云ふべけれ、さる類をいかでか通人といふべけんや、名實の相違ふ事此の如し、猶着服器械の名實違ひ行くもの多し狩衣は鷹狩の服の名ありて田舎神官禮服の實となり羽織は寒風を凌ぐ名を存して今世袴と共に判任官通常禮服に代用する實となり、風呂敷は風呂場に敷くものゝ名にして物を包むに用る實となり、薬罐は薬を煮る名を存して今世湯沸しの實をさせり、猶云はゞ女子の髪結び様に島田と云ふものあり、今貴賤比しく處女の髪に之を用、或書に云其源は駿河國島田驛は大井川の岸にありて寒驛なりければ此の妓は晝は田圃の事をなし夕暮に及びて家に歸り客に接するに急の事なれば其儘髪を束

ねて其中間を束ね置くに手輕なればはせしが其状濱松に轉り徳川家江戸に移るより自然江戸に行はれ遂に諸國に弘りたるものありと云ふ（北海道函館などには下等社會の婦女は四五十にありても都て此島田と云ふものに結へり、賤女の手輕く急に結はるゝによりてならん）然るに寛文の頃江戸吉原に勝山と云ふ名妓あり或時金銀の糺をましたる打掛を着て高下駄を履き若き男に長柄傘をさしせ妓ども多く従へて吉原の仲ノ町を練りゆくを彼男立と稱へたる放駒ノ四郎兵衛と云ふもの之を見て悪き妓の振舞かち其素姓は賤しきもの、娘あらんに高貴の息女にも劣らぬ風する事いと面悪し、いでや驚かしくれんと腰の刀を抜き後より思ひも寄らぬ勝山の頭上を望みてオイラン如何と大喝一聲と共に髪の元結を切る、此時白刃頭上に至るに勝山少しも驚かず唯振り反りてギヤウサンナ人カナと云ひて初の如く靜に練渡る此時島田といふもの、元結断れて其髪披らさて丸くありけるをいともゆゝしかりけりさて此廓の妓共皆此風を撰擬して結ひける由あり、又婦女の髪をゆるくゆひて中を縫するをタボと云此タボと云

ふ言は鏡と云ふ言の訛りにて古歌に「誰手枕にたねつけて」事とありて男女互に手差交し寝て翌朝女の髪に男の腕の跡残りたるを然か云ふ、然れば人に見られぬ中に起き出して速にくしけするが常なるを妓は客の多かるを人に知らるゝを面目として鏡のまゝにして置くが常の女の上につりて鏡の形したる物をさへ容れて髪結者さへ出てきたるあり、この初の所以を知りてはいともつゝましきものあるをや又取下して云ば前を覆ふ布を湯具と云ふ、こは浴湯の時着くるものされば湯具といふ名あり、今世婦女の詞にゆもじと云は女子の詞に辛き物をからもじ、愁をねもじと上の一文字にもじと云ふ事を副へて云ふ事多ければ湯具をゆもじと云ふにはあり、元祿の頃の湯屋の圖を畫きたる菓子繪に湯殿の竿に數多湯具を懸けたるがあり浴湯する時此を借りて着くる爲なり、然るを今は浴湯に臨みて此を脱する事となれり湯具の名に違ひしこの類枚舉に違あらず、斯くて引き出て云はまほしき事あり、ろは愛知縣尾張國に蟹江新田と云ふ里あり夫れか子に嘉七と云ふは志いと正しき男ありけり母は己に身退りて父に仕ふる

こと篤かり此男若き時より鍛冶を業として農具打つに真心を以て打ければ他人の打ちたるに勝れて久しくたもてるのみならず切れ味よければ遠近の人争ひて此男に誂ふる事とあり、後には一人の手にあまりけれ共弟子を取りては粗なる方に流るゝか本意をらすとて向樵打つ男只一人雇ひて一人にして曉より夜更る迄勉強せり、此の男の志は農は國の本なるに我其農具を打つに等閑なるべからずとて製作にかゝることに水を浴みて身を清め鍛冶の祖神を拜み心を盡してものすれば其心に感せぬ人もあかりさ、斯くて四十に及びても妻もあければ里人さまゝに勸むれ共父のたはするほどは妻をば迎へじ若し父の心に違ふ時は悔ひすくあからずとて獨身にてありけり、年永く此業の榮わければ自然數千金積りの嘉七兼ねての志願なりとて四十一にありけるとき此里に近き川に己れ一手にて橋をかけまた二十町ばかりの所の道を作り其年の冬學校に金を献しとて爲けり、これにて志は遂げぬ今は亡き母の石塔を立てむとてある日父に向ひて曰く某若き時より心に懸けて願ひし事も叶ひぬれば是れより母人の石塔を建

てむと思ふなり、母人は某東西をも知らねほどに身まかり玉ひて年久しかれば一年も早く石塔立まほしく思へとも先づ公に對して御國恩の萬分一報い奉りたる上にて私事をと思ふまゝに今迄延し簡さはへりと云を父宇兵衛聞きていと耻たるさまにて云ふ様汝が志にめでいと耻かしき事ながら今は打あけて談らん實は汝が母は身まかりしにはあらず我若かりし時鳴海の宿の妓に馴染みて汝が母を離別して其妓を後妻にせしが素よりさる業せしものあれば家の爲によからぬこと多かるものと初て悔る心起りてこれも離別しつゝ、再汝が母を呼びて戻さばやと尋ねられどいさゝか知るべきたよりて大坂のあたりにありとは聞けど遂に在所も知れず汝には幼き時より身かりぬといひ聞かせて置きたるが汝成人の後實は然ありともいひかねて其まゝに過ぎつるを里人も汝が孝心の篤きに行方も知れぬ母の事をいひて生強に汝に物を思はせしむ心苦しどや思ひけん聞せさりけるに年月立て今は里人も忘れたる如くなりて今日迄は過ぎつるなりと涙と共に談りければ嘉七踊り上りて喜ぶ事限りなし身まかり玉ひぬと聞き

て朝夕懸慕ひつゝありけるを此世におはすと聞ころいどくうれしき事され今は御國の内はさらにもいはす此世にたはすほどはいづくまでも尋ね求めむとて急ぎ戸長の家に行き云々と語りて此にて老人を養ひ玉へと巨多の金を預け置き其身は神社拜禮の身と形をなして京大坂より中國西國まで尋ねられも嘉七は母の面影を知らねばそれと思ふ便もなくて遂に北越より津輕南部まで迄尋ね巡りて二年にはありぬされど猶志を勵し神社に訴へ祈りつゝ再び京にゆき或日北野の社に詣で、祈りけるが繰返し請申す聲自然高くなりけるを傍に閑居たる老婆の云ふに今かく願ひ給ふを聞けばいとも孝心深き人にてましますかな願ひ玉ふ母君に一日も早く巡りあはせ參らせまほしけれわらはが家は彼方にてはべるしばしやすらへ玉へとて茶を煮、晝飯をもすゝめぬ此老婆は獨して菓子も並へ置きて此處に詣る人の休所をするあめりと見ゆかくて老女、君は何れの國の人にておはすやと問ふ某は尾張國の者なるよし云ふ老女再び尾張國にて何にと云ふ所ありやと問ふ嘉七答ひて蟹江新田の由云ふ老女云く蟹江新田は妾聊か知

れるものあり君は誰の子なりやと云ふ嘉七不審く思ひつつ大沼宇兵衛と云ふ者の子にて某は嘉七と云ふよし答ひければ老女いたく驚き嘉七に取すがりてさては我子嘉七にてありけるか我は其方の母あるがしかく迄辛苦して此母を尋ねくるゝとは今まで夢にも知らざりきとてさめぐと泣きぬ嘉七はかつ驚きかつ嬉しく唯夢のこゝちしてさては母君にておはせしかといひて涙に咽びて打臥したり斯くて一夜親子すぎこし方の事ども談りあかし夜明けて母をいたわりくれし人々に篤く禮を述べ後取片け母を背負ひて飛が如くに里に歸りて戸長に逢て云々と語り宇兵衛は七十四老女は七十一にて戸長媒酌して里人を委く集めて再婚の式を行ひけるとなん（其頃愛知縣の中屬にてありし茨城縣士族小杉保は秀成が親族にて今は八九年の事となるよし物談りぬ）此嘉七が常の上を以て推して思へば頭は半髪にて身には木綿の鹿服を着てあるへし高帽を頂きズボンマントル舶來の靴を履きたる皮相とは、いたく違ふべし然れども嘉七朝意を遵奉して橋を作り道を理め學資を奉り農具鍛冶に妙を得て農事の本を資け父母に仕

へて徳を修めたるは眞の開化と云はざるを得ずいかで皮相同化にのみ趨りて眞の開明に至ららんや嘉七の如く力めてこゝ事を以て名に負ふ國とある詔詞にも適へるものあるべけれ。

奇 偶

日月の天空に懸れる山川の地上に在る天地間物として奇しからざるはあし其奇しきが中に結縁別離の幽契ばかり奇しきものはあらず其奇しきとするは人心を以て未來の量り難きか故あり幽冥に於ては未來の落着する所も結縁別離の定る所も兼て然るへき所なきにはあらず顯世人間には甚奇しく幽冥神慮の上には奇しきものならず假令は夫婦の間に階老同穴の契あるも忽別離の期も來り山海を隔て數百里の遠き互に其名も知らざる者の配偶して夫婦とあるあり唯夫婦のみあらず父子兄弟と生れ來るも幽冥に於ては其定むる所の所以なき事能はざる事理を推して知るに足るものあり然れば今此

處に奇偶の談を引きて其意を明すへし然るは寛文の頃越後村上の城主榊原式部大輔の江戸の藩邸に井伊直孝を招請する事ありて室を繕ひ庭を作り改めると其設け篤くする時直孝は大酒の聞えあれはとて三度入の大盃を甲付け朱塗に金を以て井伊家の紋を付けて作り斯て其日になりて午の時過くる頃賓客入來ありければ山海の珍品を盡して饗應しつゝ酒宴中間に至りて主人彼の大盃を取寄せ客の前に進みて此盃は本日御招請につきて申付けたるものなり是れにて一盞參らせたと云ふ客此を見て御心入の段恭なし此御盃は先御主人愛し玉ひ其後給はるへき筈なれども御主人は豫て下戸にたはしますこと承知致せは御家來の中にて御代に一抔受けられたし御目鑑を以て仰付られよとあり主人は誰かと思案せられたるか此大盃を受くるもの如何あらんと次の間に退きて側用人に談しられけるに用人曰彼の御盃一ツ位は承給はるものもあるへし然れども賓客は名たゝる大酒にたはしければ猶御席にありて二三度に及は給はるものありとも存せず唯近頃御召抱の御徒士の者に馬場某と申すもの有之此者ならは一兩度は愚か

幾度も給はるへし然しなから甚た輕き身分のものにて御前に差出かたぐ殊に田舎育の
 武骨者にて高貴の御相手に成るへき者とも存せず如何致さむと云ふ主人曰く他に人あ
 ければ止を得ず其者に衣服を改めさせ出すべしと命す用人馬場を呼出して此旨申渡す
 某は恭き御用にて候かゝる御用あらは日日に勤め申度とて此まゝにてはいかゝ也衣
 服を改めて出すへしと云ふ某答て某は此他に着替の服とてはあしと云ふ此段内々主
 人に申述べければさらは我衣服を興ふへし猶肩衣も我着用の分を遣すへしとて納戸役
 をして興へしむ、馬場某は人に勝れたる大兵の男あるに主人は並の脊丈なれば、衣服
 は馬場か身に合されとも主人の定紋付きたる黒羽二重の着用に同じく定紋の肩衣をつ
 けたれば男は大兵ありいと美事に勇ましく天晴千石以上の侍とは見わたり、斯くて一
 間に入りて平伏す主人客に對して此者は少々御相手も仕る者なれば某か代に御杯下
 され度と云ふ客さらはとて彼の大杯をさす馬場押頂き並くと盛たる酒を只一口に飲
 みて客に進むる風情は禮義も正しく然も席におくれを取りたる景色もなく日頃にかは

りたる体あり客是れを見て大に悦びさて、美事なるか願くは今一盞重ねられよと
 申さるゝる馬場は少しも辞せず御沙汰に候はとて又、一口に飲みて進む客大に心
 に叶ひて、さてもいさぎよき振舞かな然らば我等給はるへしとて客も快く一盞を傾
 けられて再び馬場に給ふ馬場は幾度も飲みて客に進むこゝに於て客大に酔はれたる体
 にて奥に入り主人に對して曰さて、本日は此處の御家來故に御饗應も一段樂しく存
 するなりと云ひ畢りて熟々馬場に向ひて曰く近頃慮外なる尋ねあれとも其許の面部の
 疵は必ず勇ましき戰場の物語あるべし今日初めて面會致し骨柄といひ酒量といひ甚床
 しく存するあり願くは此席の興を増さむ爲め其許の武功物語承りたしと云馬場此は
 存も寄らざる御尋を蒙り赤面仕る某素土民に生れ戰場を踏みたる事もあく況して
 武功も申事候はす此の面部の疵は幼年の節岩角に當りて付たる疵にてこれあると
 云ふ客色を易へてこれは其許の詞とも察せず某今日酪酩致したれとも金瘡の痕を見
 誤るまでは眼開ますとあるを聞きて主人も折角の客の機嫌を損してはと思ふまゝに汝

包む事多く物語るべしと云ふ馬場曰く然らば實を露して申上へし武士たるもの、偽言申は甚耻かしく候へ共此事はかりは深く包む故ありて一應かく申上たるは已むを得ざるの情實ありての事なれば平に免し給へ今は何をか包み申すへき某事は馬場三郎兵衛と申すものにて父は武田家の老臣たりし馬場美濃守信房にて母は父の妾にて某は妾腹にて信房三河長篠に討死致したる時は某二歳にて母の實家にて人とあり候ひしかいかて父の家を興さはやと忘るゝ日もなく志しけるに秀頼卿浪人を大坂城に集めらるゝ由承りて登り候に不肖の私には候へ共信房の實子たるを以て五十人の鉄砲組を預られ青野口を固め申しさ然るに秀頼卿武運盡きられて落城も近付ぬれば某も望み絶て潔よく討死致さんと五月四日の早天に持口を打て出て能き敵と出會はむと存する程に關方にて有名ある大將の馬印を見懸けければ其手に打かゝり戦ひ申候ひしか某頼に如此疵を受け血眼に入りて戦かたく無念ながら城中に引揚げたる後終に詮なき命あがらへて今日までかくて候は甚しき至る由申す客は聞かれて何とたもはれけ

ひ唯無言にてありしか硯を請はれ何か一通をかゝれて給仕の者に此一通御立關に供侍致しをる家來に渡して大至急にて某が邸に持行くへしと云ひてたまはれよとて渡され其後は他の物語のみせられたるがほごなく近習のもの白木の箱一持参して只今御邸より御供の衆此品持來り御前へ差出し呉れよとの義ある由申す客は主人を馬場との前に此箱を置きて云れけるは御主人も聞き玉へ馬場氏も聞かれよ片時も忘れぬことなから今は昔大阪落城の前日五十人はかりの鉄砲組を引き具して青野口より打て出る敵ありて某が旗本を目かけて鉄砲を打掛けしが忽鉄砲を治めて其手の物頭とおぼしき大兵ある武士一騎某が旗本に切て入り見る内に馬廻り七八人切り倒したる其働人にはあらずとおぼれ且つ目の前に陪代のもの多く討れたるが無念さに某自身馬を騎り合せて戦ひしか彼も某も終に馬を騎り放ちて組打となりけるに某下に組敷かれて危かりし所馬廻の者馳せ來て敵の内胃に一太刀切込ければ終に物別れとなりぬ此時彼武士騎り捨たる馬を捕へて手早く打ち乗り輪乘三邊ばかりして解に引揚げ行く其武者振と云ひ勇猛

といひ敵ながら慕しければ某自身備へ頭に乗り出して聲をかけ世に類なき者に出會たるは弓矢取る者の面目也然れども勝敗決せず物別れにあるも一騎打の習己む事を得ず願くは足下の姓名を聞て家の肥録に止むへし名告申されよと二度迄呼止めたれば彼の武士馬を止めて耻かしや名告るまでのものにはあらずとのみいひて城中に引き入りたるは床しく慕はしき敵と存るに組打したる後に残したる胃あり某思ふにかく迄落着いたるもの胃を取落したるまゝ引き揚へきやうあらじ心ありての業ならむ後の思ひ出に家止めたるが則此胃にてあり然るに先の物語にて思ひ合すれば忘れもあへずあつかしかりし此胃の主日本不圖めぐり逢ふ事の奇しきこととて白木の箱の内より頭形黒糸織の胃を取り出し是れこゝ馬場氏の形見なれ天晴故美濃守の武勇を繼れたるものかあさて馬場が手を取りて落涙せられたり馬場は赤面して唯さじうつむきさてありけり人も此れを聞き打驚きて心中にさてこゝ眼中も唯ならず骨柄普通の者にはあらざりけれと思はれぬ客曰く此馬場氏と某とは實に奇しき縁と云ふものにてあはれ某家來に申

受けて大祿をも興へ申したくは存すれどもかゝる勇士定めて御主人にも又あき御愛臣にもあるへければ勉て申受けたしとも申難し某方よりも少分ながら馬の飼料として年々五百石を助力致すへし以來は某方へも親しく出込せられ過ぎし戦場の物語をも互にいたしたし今此の胃の主に再會して胃は本主に返すへき事なれども先年の志もあれは此の胃は永く我家の重寶として止むへしとて彼の馬場の前に改めて杯をすゝめられたる由なり(丹鶴老人武邊物語に云ふ所を取る文は引き直せり)如此敵味方となりて互に一命を取らんとせしか世の變り行きて終にかく迄の事となれるは實に奇偶と云ふへし是れを見て思へは人の結縁離別は幽府の定る所にて何なる人に何なる縁あるやは量り知るへからず況や父となり子と生れ夫婦と縁を結ふ事は素來幽契の故ある事あれは深く此を思ふ時は一家の親睦を失ふことあるまじきものなり。

諫言

樂哉人皆獵禽獸朕得三善言而飯此は雄略天皇（人皇二十三代）五年二月天皇
 葛城山に校狩したまふ此時俄に噴猪草の中より出て人を逐ふ天皇舍人に詔ありて射て
 刺せと宣ふに舍人性懦弱にして爲すこと能はず樹に縁りて色を失ふ噴猪直ちに來て天
 皇を噛むとす天皇御弓を以刺止め御脚を擧げて踏殺給ふ斯て其舍人を斬給むとす舍人
 刑に臨みて歌を作る其歌に曰やすみしゝわがたほさみのあそばしゝしゝのうたぎか
 しこみわがにげのほりしありをのうへのはりのわたあせを（やすみしゝは我大君を
 云はむ序のみ、あそばしゝは御獵を云此下に時にと云ふ言を含めて聞くべししゝ、
 は猪なり、うたぎゝは其猪の怒れる状を云かしこみゝは畏なり、ありをゝは有岳あり
 そこに有岳を云ふはりがえだゝは榛之枝なりあせをは我兄乎にて其榛之枝をさして云
 此のをはよの意なり日本武尊の御歌に松の木を指せ玉ひて、ひとつ松我兄乎と詠せ玉

ひしに同じ一首の意を取統て云は、天皇御獵に大御心を慰めたはします時噴猪の依り
 來るか恐しさに、うこの岳の上にてたてる榛の木に登りて助りぬこの榛の木は我兄と思
 ふ頼母しき枝なるぞと表に云ひて裏に然るに榛の木爲に助りたる詮もなく今刑せ
 らるゝこと悲しさよと含めたる意也（皇后此歌を聞き召て甚く哀と感し玉ひて天
 皇に對して宣はく國人皆稱す陛下獵を好み玉ふはよろし然れども噴猪の故を以て舍人
 を斬り玉は陛下は豺狼に異あらずといはんと申し玉ふ此御詞に天皇甚感し玉ひて樂
 哉云々の詔ありて舍人を免し玉ひ皇后と御筆を同じくせさせ玉ひて大宮に飯らせ玉ふ
 此は舍人の僞らず飾らす有のまゝに詠みいでたる誠の心（則真心也）に皇后感し給ひ
 たる御情より發れいでたる御言によりて天皇も感し玉ひて御怒解けさせ玉ひし也所謂
 情動ニ於中而形ニ於言といひ又言之者無罪聞之者足以戒とは此れ等
 の事あり古今集の序に花に鳴く鶯水にすむ蛙のこえを聞けば生とし生けるものいつ
 れか歌をよまざるとあるは春秋の氣に感して聲を發ち鶯蛙の聲をきけば其人も春秋

のころにありて感情の心起りて自ら其情の詞に形るゝ由をいへるにて假令は舍人の歌は春秋の氣の如く皇后の御心の其歌に感じ玉ひしは鶯蛙の春秋の氣に感じたるが如く皇后の感じ玉ひたる御心より發れたる御言は春秋の氣に感じて鶯蛙の聲を發するが如し皇后の御言に天皇の感じ玉ひて御怒の解けたるは鶯蛙の聲を聞く人の心も春秋の心に成りて或は和けく或は寂しくなるが如し此れ皆其本真心より發れたる言の次第に轉して感動するにはあるなり然れば君父を諫め人を諭すも專此に同じ若言は巧に能云ひ取ることも誠の心を種と爲るにあらざれば聞く人の心其言に感る情は起らざるものぞ（秀成舊教部省を置れたる初より其省にありて教導職を兼ねれば講壇に臨みて教義を説くこと數千席に及びたれども一回も人をして大に感動せしめたることあらず奉命の職に對して畏くかつ耻ぢ思へば職を辞せむとせしこと數回なれども或は教正或は門人等の固く此を止むるに厭しがたくして今年五十九年の暗愚益其職を漬すを願ふこと能はず然るに往年教部省の命を奉じて北海道に赴く滯在の間福山の士民

暴動を發して開拓使出張の廳に迫る此時使の依頼によりて其張本の者に説けることあり又今年十月の初伊賀國上野に出張して虎列刺病死の者の家族を集めて説くことあり此二席は講壇を設けず禮服を用す唯對座して常の對話の体裁を用たり然るに甚感動せしむるを得たるのみならず傍聴の衆皆落涙數行に及べるを見る此れ決して秀成が説く所の能きにあらず唯言を設けず体を飾らず實着なるにあるのみ故に人を説諭するの道威儀禮服を用す神壇を飾りて狼に神祇を潰さず講壇に登りて卑劣聽者を笑せ俳優人の言に擬せず實着を守るを要するに及ばらざる由管長及同僚教正に對して筆を勞し言を盡して論及すること幾回か一回用らるゝことあり今は唯我一分を盡むと心に止れり）内大臣重盛の父清盛を諫めたるも重盛常に尊皇の志篤く且親を思ふ心の深き誠よりいでたる言あれば剛氣にして人の言を容れざる質の清盛も非を改めたるにはあり重盛尊皇の志常に篤かりしことは嘉應二年重盛が子の資盛路上にて攝政基房に行逢ふ資盛の従者と攝政の従者と鬪毆して資盛の車の簾を斫る基房其従者を縛して送

り重盛に其無禮を謝す重盛懼畏慰勞して之を還す此時重盛其子資盛を諭して曰攝政を敬することは朝廷を尊むにあり汝十歳を過ぐ攝政を尊むべき禮を知らずばあるべからずといへり此一ツを以ても重盛の尊皇の意の篤かりしことは知られたり或時清盛法皇を鳥羽の御所に移し參らせんと披露して實は西國の方に移し奉らんとて軍兵を集る由重盛聞きて大く驚き急ぎ參りて見れば廣庭に兵ども屯せり父の様を見れば衣の下に鎧を着たり重盛父の顔をつくく守りつゝ落る涙を盛紙にて拭ひて父に向ひて云ふやう父君には何事ありて甲冑を着玉ふにや太古天津兒屋根命朝政を預り給ひしより以來太政大臣の自ら甲冑を身に着けたる事承り申さず鳥の將に死あんとする其鳴聲哉悲し人の將に死あむとする其言ふ哉良と申せば重盛が最後の申狀御心を解て聞き玉へ世に恩を知ると知らざるを以て人と禽獸の異なる所はあり況して朝恩に於てをや普天の下王土にあらずと云ふことなし卒士の濱王臣にあらずと云ふことあし一日片時も朝恩を忘るゝものは人たるものは申しがたしつらく家系を思ふに先祖平貞盛主は將門

を誅して軍功を立られたれども受領に過ぎず伊與入道頼義主は貞任宗任を討ちて苦戦數年を経玉へども陸奥國の任に止れり抑一門は桓武天皇の御裔葛原親王の後胤とは申ながら中頃無下に官途打下て下國の受領だに許されず然るに祖父忠盛君鳥羽院御願得長壽院造進の賞によりて家に久しく絶たる内の昇殿をゆるされたり此時堂上地下其拔擢を惡みて既に殿上暗打の沙汰さへあり然るに父君は今極官の尊に昇り玉ひ重盛暗愚の身を以て大臣の官を汚し國郡半は一門の所領とあれり此れ希代の朝恩ならずや朝恩に叛くもの近くは百日遠くは三年を過ぎずと申傳へたり昨日は人の上今日は我上とありぬ世の乱れ家の滅ぶを見むより重盛命拾はん重盛が首を召して其後兎も角も思ひ立玉ふまゝに爲玉へとて直垂の袖をぞしほられける父清盛これを聞きて遂に思ひ止ぬ此重盛が忠孝の志篤かる誠意を稱として云出たるによりて清盛も思ひ止るに至りしものありかし後世此重盛が言を聞きて忠孝の志を勵さんと其情たこらされはあるべからずかゝる善意を聞きて感情の起らざるものは其智の暗くして理に明らかならず此れ

に應じて感情を起すべき性善の心を覆はるゝところあるものと云はざるを得ず假令ば物に感溺し或は事に周章したるもの、心こゝにあらずして鶯蛙の聲も耳に入るといへども心に應せずして春秋の情の發らざるが如しもし然る時は舍人の刑に臨みて詠る歌の如きを聞くとも惻愷の心も起らず皇后の御言の如きを聞くとも開悟することはあらじ然れば人としては恒に感溺の心を退け周章することなく能く心を治め理に明かにして明鏡の物を映するがごとく彼の事物言語の理非に應じて善事善言に感動して益善に進むの志あるべからず然る時は樂哉人皆獵禽獸一朕得善言而飯る」とあるごとく樂哉人皆演場を見虚談を聞く我善言を得而飯ると此説諭の講演を退きて各樂を得て歸路に趣くに至へし。

公私

大祓詞曰 皇親神呂伎神呂美命以氏八百萬神等乎神集集玉比神

議々玉比我皇孫之命波磐草原乃水穗國平安國止平氣久知所食
 止事佐志奉伎此本文に因りて百事公私の二ありて其差別斷然と判たるを辨へ公
 を重くし私を輕くすへき由を諭すへし（本文の意は結句に至て説くへし）然るを常に
 公私と云ふものは上に係るを公と云ひ一身上に係るを私と云ふりれも公私の上の一に
 はわれと猶公私の差別は百般の事業に涉りりは先づ智徳に公私あり、所謂私徳公徳
 私智公智是也貞實潔白謙遜律義等の一心内に屬るは私徳なり、廉耻公平正中勇強等の
 外物に觸れて人間交際上に見はるゝは公徳あり又物の理を究めて之に應るは私智なり
 人事の輕重大小是非を分別し行へき時と場所とを量るの類は公智なり教法にも亦公私
 あり一家一宗區々の教法は則私教なり皇祖の遺典を傳統し給へる所の朝憲を翼賛す
 る教法は公教あり私教は政教一途ならず公教は素來政教一途あるものあり信仰の自由
 の教法と云ふものは則私教を云ふ公教は天皇之れを教へ萬民之に依らされはあるへ
 からの教法なり、商法にも亦公私あり買人の上を思はず一己の利をのみ貪り富て誇り

自快樂を極めむとするを^{ゆゑ}目途とするは私商あり、品物の善良を撰み價の平均を守り専ら買人の上を思ひ富みて國益を謀り國力を資むとするを^{ゆゑ}目途とするは公商あり都て公に係るものは概して愛國の意に通ず神祇も之を守らざらんや祭しめざらんや、敬神にも亦公私あり自己の富利を祈り一身の榮譽壽命を祈り人の妨言と成らんことを祈りて神明を顯はすは私敬神あり神徳の所以を知りて之に報いんとし神祇の敬ふべき理を知りて敬ひ國家の爲め尊長の爲に祈るは公の敬神なり然るに天祖無上至尊の神慮は私を遣きて専ら公を取り玉ふ事初めに引ける大祓詞を以ても知るへし然るは御自身の生れ給ひし御本國に其皇孫を降して君主と爲し給ふにも擅斷を用る玉はず八百萬神等を神集々給ひ神議々玉ひて衆議に依りて定給ひ然して水穗國平安國止平久知所食止宣ひて皇國の民をして心安國と民の身をして平久所知食よと依し給ひし大御心を伺ひ奉れば御自身の私にもたはしまさず皇孫の御爲にもあらず正明正大の大御心を以て萬民の爲を思し召されたること明なり然れば今の聖天子にも此神慮を聖慮として萬民

を恤み給ふ公大なる御心を専らとせさせ給ひ私情を退け給へる事大小の政治を以て知るへしと雖も尤き其一例を擧げて云は、(以下体裁を換へて述ぶへし) 明治九年の夏御東行ありて下民の辛苦を親しく問せ給はむとて東京を六月二日御發聲あり此夏炎暑例年より甚たしく殊に奥筋寒驛のみ多く御駐蹕のほども思ひ量られ奉るへし「家にあるは筈に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る」(萬葉集) まことに歌によりても至尊の御位は更にも云はず高貴のあたりの御旅行思ひやるへし(凡下の身にさへ愛い子には旅をさせると云ふ謬もあるをや) 然るに此頃御愛憐深くまじましたる梅宮には近日御重症に及玉ひたるを萬民の疾苦を觀とあはし問はし給はん爲にとて御私の御愛憐を忍ばせ玉ひていでたせ玉ふことと定させ玉ひて御發聲あり(我輩等公事の派出の日定りて家族も重症危篤にもなれば我が身の事故に申なして其日を延期する事もあるをや) 此日皇后宮には千任の驛送送らせ給ひ舊本陣にて暫時いこはせ給ひ本陣門外にて御分袖あり(勅奏官の者に此御分袖を伺ひ奉る) 古今集に「つゆにたにあて

しと思ひし人しもぞ、しくれふる頃たびにやりける」とある。貴も賤も夫婦の分袖の情ごとあることなし（娼歌にあらぬ風にもあてなぬしをやるかねぞ地のあらうみに北海道函館松前等にて専論ふ又、君がたび行きゆかたを縫へば、涙しめりか糸がこぬ）此は白引歌といふものにうたへり或人此歌に對してその旅行く夫の心を「さるからにたもとしづけしわきも子が涙をさへにぬひやこめたる」主上には御危篤にます梅宮のまします東京の方を御後に民の爲に東北の方に御轡を向はしめ玉ひ皇后には主上の御爲御後を守り玉はむと主上のいでたす東北の方を御後に西南の方に御轡を懸がしめ玉ひけり斯て主上には驛路數多過ぎさせ給へて宇都の宮より日光に至らせ給ひ中禪寺に登らせ給ふに湖の向の樹蔭より積多くいで、湖を隔て、行幸を拜む状あり主上にも御板輿を止めさせて見りまはす數多の猿の中に小猿を背に負ひて己が子に拜せる状あるがあり此時板輿の停に副ひ奉られし富小路侍從玉顔を伺ひ奉りければ畏かれ共御涙を催させ玉へりとまんこは猿の親子の情より梅宮の御事をおぼしめし給ひし

あらんと近きわたりの臣達効かに恐察しけりとぞ（還幸の後富小路直侍從の談あり）此中禪寺の山を下らせ給ひて宇都の宮の途中迄至らせ玉ひける時三匹立の馬車に御者轡を揚げ砂烟を立走せ來る者あり御轡近く馬車より下るを見れば宮内省六等出仕某梅宮の眞御を告げ奉るにはありけり主上の御歎き供奉の人々の旅の衣の袖も濡あへりとまん宇都宮に一日御駐籠有て猶出立たせ給ふかくばかり御私の御情を忍ばせ給ひて公に萬民の上を思し召る、天祖の御心を御心として私を去て公に就くべきものありかし

後悔心は遷善の種ごある説

物毎にくやしきもあるか、いろいろのいさめし頃は思ひしらすて
此歌は三光院の内大臣實枝公の詠る、所にて心珠詠草といふものに載たり歌の詞にか
をいろとあるは色葉字類抄に父をカソと訓じ母をイロハと訓ず、和名抄にも父を加會

とあり又顯宗紀鹿父と云ふ名の下の注に、俗に呼ばれ父爲三柯會とありて父母をカソイ
 ロといふべきをこゝには省きてかろいろといへるあり（此他この歌の詞に註すべき
 所もし）一首の意は父母の世にたはしましたる時我身の上につきていさめ給ひしこと
 おほかりしを其頭は心にも認めず忝まさいさめとも思ひしらすして、過したるを今は
 父母も世にましますず、我身も齡を重ねて何事につけても父母のいさめを守らざりし
 か今更悔しき事かなと云ふ意なりこの情誰が上にもある習なるぞかし（然れば父母の
 世にある人は後の悔みからむことを思へし）人一生の間も一年一月の間も種々の思想
 多かる中に後悔の思ひ斗り多きはあらず此後悔の情と云ふものを軽く思ひ過ぐすこと
 なく深く心に認めて悔ること迫まる時は所謂過を二たびを爲さる本とありて後來を
 悔みやがて改心の初とは成まり此を神達の上に掲げて申し奉れば伊邪那岐命の泉津國
 に至りまして歸りましたる時吾者到於伊邪志許米志許米岐國而在邪理と詔ひしも
 專御後悔の情おはしたるを御言に顯し給ひしあり然れば御身の穢せむとおぼしめし

て穢れたまひしに因りて三柱貴御子神さへ生ひ給ひしことを深く思ふべし後悔心の
 切なるは善に遷り又善事を迎ふる理あり人一生の間にも後悔すること多かるを小事を
 擧て云は、雨にあひて傘を持ざりしことを悔い途に日暮れて燈灯を携へざりしことを
 悔い火災に遭いて土藏を建ざりしことを悔い洪水に遭ひて地形を高く爲ざりしことを
 悔い盜賊にあひて注意の足らざりしことを悔い（醉に乗じて蓋の底を拂ひ醒て初めて
 悔い一杯機嫌に手を出したるが發覺して悔い、これらは幽事也可秘々々）或人の歌に
 大方は後に思へばあしかりとくゆる事のみ世にはおほかり、といへるが如し又筆を執
 る時は書を學ばざりしを悔い事を誌す時は文章を能爲ざりしことを悔い（此二條は秀
 成等が常に悔ゆる所）あどかぞへあげむも限なかるべし實や今日事業の成らざるに昨
 日の怠惰を悔い今年學術の進まざるに昨年の不勉強を悔るに、の悔る心切にして忘る
 ことなくば怠惰の心は止み勉強を爲すに至るべし假令は船將の難風に遭ひて後航海の
 術進み軍將の敗軍して後兵事の精に至るも難風と敗軍の困難を忘れざる所より生るも

のなるべし又因却と後悔とは似て非なり因却是進退度を失ひて苦心するのみにて其困難の一時を過れば忘れたるが如きものあるを後悔は自ら爲せることの不良ありしことを立却り願みて心に深く認るものあれば後悔心は未然を謹む初めとなるべし又一生の中後悔の多かるが中にも父母の在世に孝養を盡さざりし事と（孝行を爲たい時には親はあし、と云へるは単言なれども實に然あり）本歌の如く其意見を用ひざりしことばかり悔心の甚しきはあらず假令は父母の忌日などに其墓に詣で見れば墓碑にはいつしか苦生して銘文中絶に死去の年月を見る時は父母の世を退る際に云遺し言あどすべてりの時のありしやうしのばれいで、面影さへほのく見ゆるこちするをりしも墓場に立てる松風の音さびしきに「まれに來てとふもさびしき松風をたわすやこけの下にさぐらむ」と古人の詠る歌の意も今の心になりていかかる人か父母の昔を思ひわが身の孝養の足らざりしことを悔いたもはざらめや英國の都にジョンと云ものあり身の行いとよからず其父ジョンの悪行を甚く憂ひしが彼の聞入れざるを思ひてジョン一

度悪行ある毎に父其家の柱に釘を打て驗とす其釘數巨多にありける時ジョン此を見て父に向ひては何の爲にかく爲給ふと問ふ父答へては汝が悪行毎に一本づゝ打たる也と云ジョン驚き感じて往事を深く悔いて夫より勤めて善事をあしぬ其善事一度毎に父柱の釘を抜去りつゝや、一年すぐるほどに數多の釘悉く抜きて一本も残らずありぬ父其子ジョンを呼びて之を見せていひけるは汝改心してより今日に至りて善事を爲すごとに釘を抜きて今は一本も残らずありぬ我喜び云べきやうもなし汝もさこそ嬉しからめと云を聞きてジョンは柱に向ひて聲を揚げて泣けり父何とてさは泣くぞと云をジョン曰釘は残らずはべれども釘の跡は残りてはべる某が悪行世に残らむこと此柱に残る跡に異らぬが悲しくはべるといへり（西國修身談文は引おほせり）悔心のかく切ある時は一度過あるも幽冥にも免し給ひ現世の律にも悔心を以て自首するものは其罪を問ぬ掟あるのみならずこの後悔の情を忘れざるは善良に遷る種ともなるべし。

知人種有言語說

近時皇國人種の論甚き異說起りて或は朝鮮人種と云ひ或は支那人種と云ひ其外種々の説を爲す者あり此説近時のみにもあらず昔後醍醐天皇の時僧圓月と云ふ者ありて皇國を吳太伯の後といひしを林道春其説を主張爲其他相似たる説を著して畏くも皇國を蔑したる類あり道春の説に東山僧圓月嘗て日本記を修すれども朝議協はずして果さず遂に其書を火にす余竊に圓月が意を思ふに諸書に日本を以て吳太伯の後とす夫太伯荆蠻に遁れて髪を斷ち身を文けて高野に居る其子孫筑紫に來る想ふに時の人以神とせむか是天孫日向高千穂の峯に降るの謂か云々(羅山文集卷二十五に見ゆる所)此説無稽の憶説論るに足らずといへども通鑑前編周元王三年越滅吳の下に曰自太伯一至夫差凡二十五世今日日本亦云吳太伯之後蓋吳亡其支入海爲倭歟とあるに姓氏錄の蕃別に松野連は吳王夫差之後也とあるを合せて考れば支流の者などの皇國に歸化したるが

諸國の中に在り又は纔に卑官を拜したるも有けむは然もあるべし日本亦云吳太伯之後云々等云ふは既に先哲も云れたること古へ西國等の者の漢土に渡りて彼國に媚て然由無き事を云けむを彼國には實に信じて誌したることあるべしこは海外の國にて未だ皇國の事は能も知らざる間あれば然もあるべし皇國人にして彼國にて不穿鑿の隨に誌したるを見て得たり顔に自國を貶して快とするは何なる心ぞや天然の人の情に悖るものあらずや又晋卷九十七夷列國に曰倭人在東方東南大海中一依山島爲國地多山林一無良田一食海物一舊有二百餘小國一有七萬男女云々皆文身自謂吳太伯之後とあり彼妖説は此等の文に據るものあるべし然れども依山爲國といひ有二百餘小國といひ有七萬男女といひ文身といひ悉く皇國に合す皇國何れ纔に七萬の人口ならむや名に負水穗國無良田とせむや又古皇國人の文身たる例なし近藤芳樹の説に後漢書に見わたる倭奴は琉球のことあり琉球を沖繩の國といひしことは中山傳言録さては明の代にかけるものに見ゆオキナの約オナあれば素よりおあの國とも云

ふべし然して他國の語を漢土にて文字に譯するとき於を乎に誤りて倭奴とかけるあり然るを倭の字に就きて皇國の事と思ふは誤なりといへるは然もあるべし此説に據るときは晋書にいへるも恐らくは琉球のことあるべし又初めに載たる羅山文集の説は本朝通鑑にも載せたるを徳川の時殿有將軍の代にある時期日の賀儀として贈大納言光國卿（水戸）登城せられけるに執政の者本朝通鑑全部淨書成れるを三家の（尾張光友紀伊光貞）前に持ち來りて曰林家に命せられし本朝通鑑の稿卒業はべる一回各位の閱を経て梓行すべしとの命にてはへると差出す光國卿一巻執りて披るゝに彼の吳太伯之後云々の説あり光國卿大に驚れてこは何ある意を以て道春此邪説を加たりや既に古へ魔僧ありて此説を書けるを朝議ありて焼捨られたる例もあるを將軍家の儒官ともあるもの皇統を穢し奉るかゝる性説を載むこと以の外のことあり此條早々削去りて然るべしと云はるゝを執政の人も其卓論に伏せられて道春に命して削除せしめ（安藤爲章が年山打聞に云所の意を取る）彼此を通してかゝる妄説に蠱惑せらるゝこと勿れ（委しく

ば秀成が書ける妖説辨にいへり）近時都下に行はるゝ演説會等に此に類したる説を演る者折々あるを聞く聞捨難き大事あれば小さかゝるに辨ふべし然るは先づ皇國人種は開關の時より皇國人種にして他人種の蕃蔓したるものならざることは先づ第一に言語を以て速に知らるゝもの也歐人も言語は風土人種に因るものと云は實に然ることなり抑皇國言語は神代より皇國の名を言靈能佐吉播布國（萬葉集卷五に見ゆ）といひ又言靈乃富國度會古語爾流來禮留神語爾傳來禮留（仁朋紀に見ゆ）とも云ひて（萩原廣道の説に言靈の言は假字にて言語のことにはあらずなど云へるはいみじき僻言ある由は別に委しく云ふべし）殊に言語の勝れて美くかつ太古の言を傳へて今日に至るまで通用すること地球上に他にあらず或外國人の説に萬國上古の語は書籍の上のみ残りて日用の通語は大方三四百年來の語あるを日本に於ては開國の初より同語を以て通用して變せざるは皇統に易なく國體に大變革なきに從て言語にも變革なきものならむ然れば國體の美を主張せむにも先此一大美事を擧ぐべしと云ふ（秀成が門に入て皇國語

學を學べる英國公使館二等書記エネキストサトウ氏も専ら此説あり外國人にして如此皇語を貴ぶもの近時次第に尠からず然るを邦人にて邦語の貴重なるを知らむとせぬは何の意あるぞよかへすくも不審ことありけり(英人アストン氏の如きは殊に皇語の用法に委しく既に其著書もあり此等の事は秀成語學惣論の初に云へり)ラアン語は今歐洲に通用せず梵語は印度に通用せず漢字の古音は支那の常語と異なり獨皇國古語は然らず又或人の説に人の外國に遷るや安んぞ本國の言語を全く遺して知るものあらむや吾國上古の語と雖も漢土朝鮮の語を雜へず純然たる一國の成語あり漢土朝鮮の語と相類せず此皇國人は素來皇國人種にして他國の人種にあらざる確證也(洋學者中根叔が日本文典に云ふ所)又支那今の通語は更にもいはず文字音と皇語と其質甚相似す故に數萬の字音あり數千の皇語ある中に暗合して同きものは僅々二三言に過ぎず此れ其質の大に異なるを知るに足るもの也そは皇語の繪は漢音クワイ吳音エ皇語の氣は漢音キ吳音ケ皇語の素は漢音ソ吳音ス也此他相似たるは猶四五音あれども

全く同じきは右の三言に止る又今人の思ふ所にては今の常語は半に過ぎて漢語を雜へて云を以て皇語はいつしか支那字音の語と混同せしもの、如く思ふと雖もしからず皇語中に漢語を加ふる所は必其場所の格あり假合は主客座を別にするがごとく水の油の如く滑同することを得ず此定格を知らずして聞く時は野菜と魚類を一器の中に盛たるがごとく滑同して見ゆといへども器中にては二物は判然して滑同せざるが如しこれらも言語の風土人種に因る所以あり或人の説に今に東京の詞は初め駿遠參等の詞の轉したるにて徳川入國前の江戸の詞は近在に残る詞也と云實に然なりやは知らずといへども若し然らば亞米利加の語は歐洲の語にて本の邦語は片隅の土人に残れるが如きものなるべし然れば皇國人は素より皇國人種にして他國の人種には決してあらざることの確固たるを知るべきこと此より正しきものはあらず。

此一編の如きは其隨下等社會に對して講るに應しからぬものあるべし都て今己が述る所の講録は臨席の講本とあるものならず姑講録とは題すれども實は初學の徒の

講録を作る料あるのみ見る人已が意のある所をおもへ。

英傑臨事顯

深山木のりのこするとも見わざりしさうらは花にあらはれにけり
こは源三位頼政卿の名歌にて人能じる所あり既に治承元年延暦寺の僧徒群起し坂下山
王の神輿を振りて宮門に迫らむとす平重盛は大兵を率ゐて陽明門を守り源三位には
纒の小兵を以て達知門を固む然るに山法師原の大軍にて押來る勢當り難く三位死を以
て朝恩に報ひ奉らむと思ひつゝありけるほどに山法師の中にて一人云けるは今此道を
進まば達知門に至るべし彼所は頼政小兵を以て守ると聞く此大軍を以て打懸らむには
必頼政打死すべし抑三位頼政は弓馬の道に勝たるのみならず優ある志ありて深山
木のりのこするとも云々といふ歌をよみし人也こたひかゝる人を殺むこと世の爲いと
をしにかつ我々情を知らざる者と世の勝りあらむもいと恥かし今より道をかへて重盛

が大兵を以て守れる陽明門に進むべしことに敵小兵と見てりなたに進むも憶したるに
似たり大兵の備へたる方に向むこそよけれと云法師原かの歌を聞きてかゝる人を殺さ
むこといかに惜しきことなりさらば陽明門の方に道を取るべしとて方向をかへたる
ことさへある斗りなりさて立復りて歌の意を取統て云はゞ櫻も花のさかぬほどは常の
深山木と梢を並べて更に異なることもなく見わて猶櫻も深山木の一あるを常の深山木
はいつも深山木あるを時ありて櫻は花によりて常の深山木に大く異りてあらはるゝよ
しの歌也人の上も如此ものにて事なきときは英傑も猶常人に異なることなく外目には
所謂十人並といふものに見ゆるものあるを大事に臨みて初て常人に甚く異なる所はあ
らはるゝぞかし然るを小吏輩さとのいと小賤しく常に伶俐がましく見ゆるものは大事
に臨みては何の用にも立す能き考もなきものあり(かゝる人を事務功者ありと世に
は云ふゆめりいとおぼつかまし)大石良雄は平常愚あるが如く管に門閥によりて其職に
あるまでとのみ人の思ひをりし由あるもさもありけむ秀成藩に官途にありし時、或省

の上官の中に世に免れたる大才の人ありけり此人能人を見る眼を具へたりと世にいひあへるを或時等外二等の某を俄に引揚げて判任官の上等に進めけるが某更に異あること多く論をも發せず見込も云はず實に深山木と梢を並べて異なる色もなかりき然るに一年他省と議論起り輕からぬ事にて一省の浮沈にも關るばかりの事ありしかば勅奏の人々は更にも云はず判任官をも上等の分打集へて事を議しつる時人々種々に見込を立て云出るに某は常の如く發論もせざりしが漸くありていさゝか座を進みて詞短く唯一二言云ひたる其論動くへくもあらずかつ常人の懸けても思ひよらざる所にて集議忽此に決し其旨を以て他省に談判せしが他省にも其適論に伏して速に事は關ひしのみあらず某省にかばかりの論を立てるは誰あらん必勅奏の中なるへしざるにても勝れたる人もあるものかなとさへいひける由後に聞ぬこゝに於て初めて某の深山木の梢と比しきものならず某はこの花にあらはれて省中にも某を判任官の上等に引揚げたる上官も猶常人にあらざる事を知れり人の智識徳義も事に臨みて顯はるゝこと都て

かゝるものあり然れども智の顯れて其功の驗あるは速にして徳の爲に其驗のあるは久しきを経て後に顯るるものなることをこの物語を以て諭さば陸奥國福山の藩に山本某と云ふものあり其家に先祖より傳へたる重寶の皿拾枚ありこは故ありて其家に秘めもてるものあるが此皿を納めたる箱に先祖の自筆にて此皿一枚も損ふ者あらば必ず其人を斬るべしと誌せり然るに或時珍客ありて此皿を用けるが家婢過て一枚を損ふ主人大に驚き先祖の掟あれば家婢を斬るべきものから皿一枚の爲に一人の命を失ふ事甚天理に悖れり然ればとて先祖の掟も破りがたし如何せむと親族打ち寄りて困し居るを下男聞きて在りしが出て來りて云ふやう然のみ御心痛め給ふ某爲ん様こそあれ某が家に物を接ぎて其跡少しも見えず本のまゝに異ならぬ薬法を傳へはべる往きにも試みたる事ありしがいかにも奇しきことにてはへる暫し某に任せ給へと云主人そは幸の事とて下男に任せむとす下男九枚残れるを箱のまゝ受取り庭に持行き石の上に置き薪木を以て九枚共に打碎く主人見てこはそも如何にと驚くを下男は主人の前に進み

て御先祖の定め給へる如く某の命を速かに召し給へ此皿此のまゝ置かは何時またく
 損ふましきものにもあらず数年の間には巨多の人命に及びはへらん今九枚を碎きて某
 一人の命を失はば則今日の婢と共に十人の命に代らるものにて某に於て本意に存する
 なりかゝる不良の事を御先祖の定め給ひし悪法も今日より消滅いたし御家の爲めよろ
 しかるへしと恐るゝ氣色もなく陳へたり主人も彼れが膽力のある所かつ理に賢さを甚
 感じて此由藩主に申出る藩主も世に珍らしきものありとて士分に取立られたり又寛
 文の頃上野國高崎の藩主の納戸にて指料の刀粉失す百方尋整するに納戸役某が夜具籠
 の中より出づ某其罪に當らんとする時某が下男この事を聞きて顔色變し其體甚不審
 なる所あれば捕へて鞫問するにまさしく其僕藩主の住居に忍入て盗取るといへ共持出
 すべき便を失ひ止を得ず主人の夜具籠とも知らずありし籠の中に隠せる由白状せりこ
 うに於て僕は下屋敷に遣して死刑に處せしむ斯て又一年を過ぎて再び刀一腰粉失すこ
 たびは奥坊主の盗みたるに紛れなければ縛して白状せしむ先の如く下屋敷にて斬むと

せし時かの坊主曰只今死に臨みて唯一言申述度ことあり聞き置き給へと云檢使の者何
 事そ速に申せとあるに坊主曰先に粉失して御納戸役某が夜具籠の中より出たる御刀も
 實は拙者の盗みしものなり勝手は元來知りたる事なれば忍びて取出しつる中に夜も明
 むむとして外に持出かたしこゝに於て思ひけるは今更本の櫃に納めむより豫て恨ある
 御納戸役某に此罪を負せむと思ひてかく計らひぬるを某の下男主人の罪を身に引き受
 けんと思ひけむことさらに疑はるへき体をなして遂に捕はれて自ら盗みぬる由を白し
 て死刑に就きたる其志感するに餘あり拙者此まゝに死ぬる時は彼れか主人に對せる
 精忠を知るものあさを憂ひてかく申なりと云ひて首斬られぬかゝる者も猶彼の誠忠の
 志を深く感る情あるは則天賦の性の然らしむる所にて所謂天神の授け給ひし靈より
 出たる真心によれるものなり然して盗を爲すは慾の爲に真心を覆はるゝ所よりいづる
 ものあり斯て此二事は共に賤男の身にして甚美事なるは同日の敵なる上に孰れも常は
 小祿の士の僕にて花さかぬほごは常の僕にて深山木と梢を並へたるか如し然るに此二

事の句はしき花咲きて初めて常の僕にあらぬを顯し出したるも猶相似たれども初あるは其英敏なると膽力の大丈夫なる所の甚勝れたるにて専ら顯事に涉る故に速に其功顯はれて士分に取立らるゝまでの幸を得たり次なるは人知れず主人の命に代りたる誠心は専ら幽事に涉れり奥坊主の申立によりて其志は顯はるといへども死して稱譽を蒙る幸を得る事もあし然れども初めなるは顯世に於て必幽冥の幸あらむこと理に於て疑ふへき所なし然れども顯幽の稱譽等のことは此の講の本旨にあらざれば唯一涉云のみ人たるもの常は深山木の其梢とも見えぬはかり人に異なる所もなく事に臨みては櫻は花にあらはれにけりといふ如く自ら智徳を養ひをかまほしきものあり

靈魂活用

諺曰 海人乎 因己物而泣也 此は古大鰯鰯命と宇遲、和紀郎子命御兄弟互に天下を讓合と王へる間に海人買の魚を奉らんとて難波に持行きて大鰯鰯命にまつれ

ば宇治に坐す御子にまつるべしと、却し玉ひ宇治に持ち行きて奉れば難波に奉れとて却し給ふまゝに遂に其魚を奉るべき所あかゝること一回二回あらずして海人は往還に疲れて其魚を捨て泣けるを、時の人泣く諺にいへしものあり、其諺の意は、己が物を己がものに爲し得ぬが世には多きものあるが、昔己が魚を己が心の隨に奉る事適はずして泣けりとある、海人あらでといふ意あり真に己が物を己が物に用ふことを得ぬが世には多くあることにて先眼は物見る料耳は物を聞く料手足は身を動かす料に具りてあるを、若し眼はありても見えず耳はありても聞えず手足は具はりても用に立ぬときは己が物ながら己が用ふるに立ぬを海人あれや泣といふべきものあり、然るを其眼耳をして物を見聞せしめ、手足をして動かしむる靈魂と云ふものを持ちながら、それをよく研きて活用することをなし得ぬは、これ誠の海人あれや泣くと云ふべきものあり、抑此靈魂といふものは倭姫命の御言に、神魂尊の祖靈父母の氣に入て生産神を人神と申す吾黨の体中に坐す神ありとありて、人の身体の中脳髓に止りて全

身を宰る主君あれば此主君明らかあらざればあるべからず、凡る動物この靈魂を授らぬはあきを人には別して勝れたる靈魂を授け玉へるものなるを徒らに無用に屬むるはかへすべし己が美好物を己が用に立ぬに比しく所謂寶の持腐りと云ふものなり此論は鷹の類は爪を内に曲げて小鳥を捕へ掴むに宜く、鶴鷺の類は泥深き所に降り立て泥の中の物を食む料に喙と脛を長く授られ水鳥の水に潜るは息を長く足に水掻を授けられ鼠は堅き物を喰破りて食を得む爲に齒を利く猫は鼠を得ん爲に爪を利く數多きを人は靈魂を活用して食すべき爲に萬物に勝れたる靈魂を授りてありながら、それを活用せむともせず研ぎ磨むともせぬは人の第一の權利を自身捨つると云ふものなり斯て靈魂を磨むとするに物に當り事に觸れて艱難辛苦するより外はあらじ、刀劍の煮匂の顯はれ地膚の美しく見るも折返して鍛へたる刀より發り草木の花の香の好きも色の麗あるも雪霜に辛苦したるものなるが如し、洋人の説に英才とは勉強の方の別名ありとも、英才は心火の光を發る力なりともいへるは眞に然ることあり、有名ある船將も

數々難風に逢ひ荒浪と戰て後終に其業を極むるに至るものなること思ふべし尼子家の忠臣と聞へたる山中鹿之助幸盛は社壇に詣することに神に告げて七難八苦を吾一身に受しめ玉へといのるを或人聞て不審して人の常の情として平安をこり祈るに、ことある君、如何ある意ありてかゝる祈を爲し玉ふと伺ひけるに幸盛答へて別の子細もあらす身に苦難の係る度こり才は伸るものあるに猶かくまでも志は屈せざるやと我自己の耐忍力を試る爲なりといへるよし西哲も艱苦をなむるは其の學問、事に觸れ物に渉るは眞の學校なりといへるは則此の事あり、古歌に(うきことのおほこのうへにつもれかしこゝろある身のちからくらむ)とあるは仮令は雪氣の空に柳の枝打延べて、いざ白雪は積る限りは積りて見よ柳の枝に雪折れありやと屈せぬ客あるに似たる意の歌あり事に觸れ物に渉るが眞の學校ありといへる言に就て云はんことは徳川氏二代將軍紀洲家に行ることなりし時其前月のころ小姓土井甚三郎利勝をめし出して我等近日紀州家に行くに就ては彼の家の宿老安達帶刀が諸役人と事をはかるべし彼は

事務には老練者あり汝見習の爲め取扱を見聞すべしと命せらるゝよりて利勝紀州邸に至り安藤に逢て命を傳へ日々傍に在て伺居るに將軍の入來の設にて諸役人交々出て種々の事申出るに安藤聞きて夫れにては悪しとのみ云又考直し調改めて申出るに又々其れにてはわるしとのみいひつゝ幾回も此の如くにて遂に良しと思ふ所にて夫れにて宜しと答ふ利勝曰く若年の者申述るは差過し侍れ共御見込の儘に如此爲よと御差圖あらば運びも速なるべしと云を安藤答へて如何にも宣へ給ふ如くあれ共某老いて幾程もなき身なれば何卒紀州家に良役人を造りたくてかやう致すありと言ひしよし安藤の意は上役の者知何せよと下知する時は諸役人の心緩みて大概にして上役に申出る時は良きやうに下知あるなど、勉強折て精心の極みを盡すまでに至らすれば安藤は此の如く注意したるあり人は數年に當りて精心の極思慮を回らす時は從て靈魂の妙用顯れ出るものあることを忘るべからず然るに世に學者と云はるゝ輩にも故事を暗記し博く書籍を見たるまでにて所謂活たる本國と云類あるも多くて今日事務に粗さは

己が物から學問を己が用に立ることかまはず猶彼の海人なれや己が物からなくなると云類成るべし又蓄財家の己が物から己が實用に立ること能す國益をはからず貧民を救はず所謂黄金の護衛にて過るも猶海人なれや己が物からなくなると云ふ類ありかく世の中に己が物からなくなると云ふ類多かる中に己が靈魂を己が物に活用せぬばかり詮なきものはあらず然れば朝暮事に當りて精心の極を盡して靈魂の光の顯れ出ることを恒の念とすへき事なり

講演集 第二篇終

明治三十九年八月十九日印刷
明治三十九年八月廿二日發行

(一部定價金貳拾錢)

東京市小石川區江戸川町十四番地

發行人 宮 井 鐘 次 郎

東京市小石川區江戸川町十四番地

發行所 神風會 出版部

東京市小石川區江戸川町十四番地

印刷所 大日本慈善協會活版部

四 國 語

一 國 語

二 國 語

三 國 語

四 國 語

五 國 語

六 國 語

七 國 語

八 國 語

九 國 語

十 國 語

十一 國 語

十二 國 語

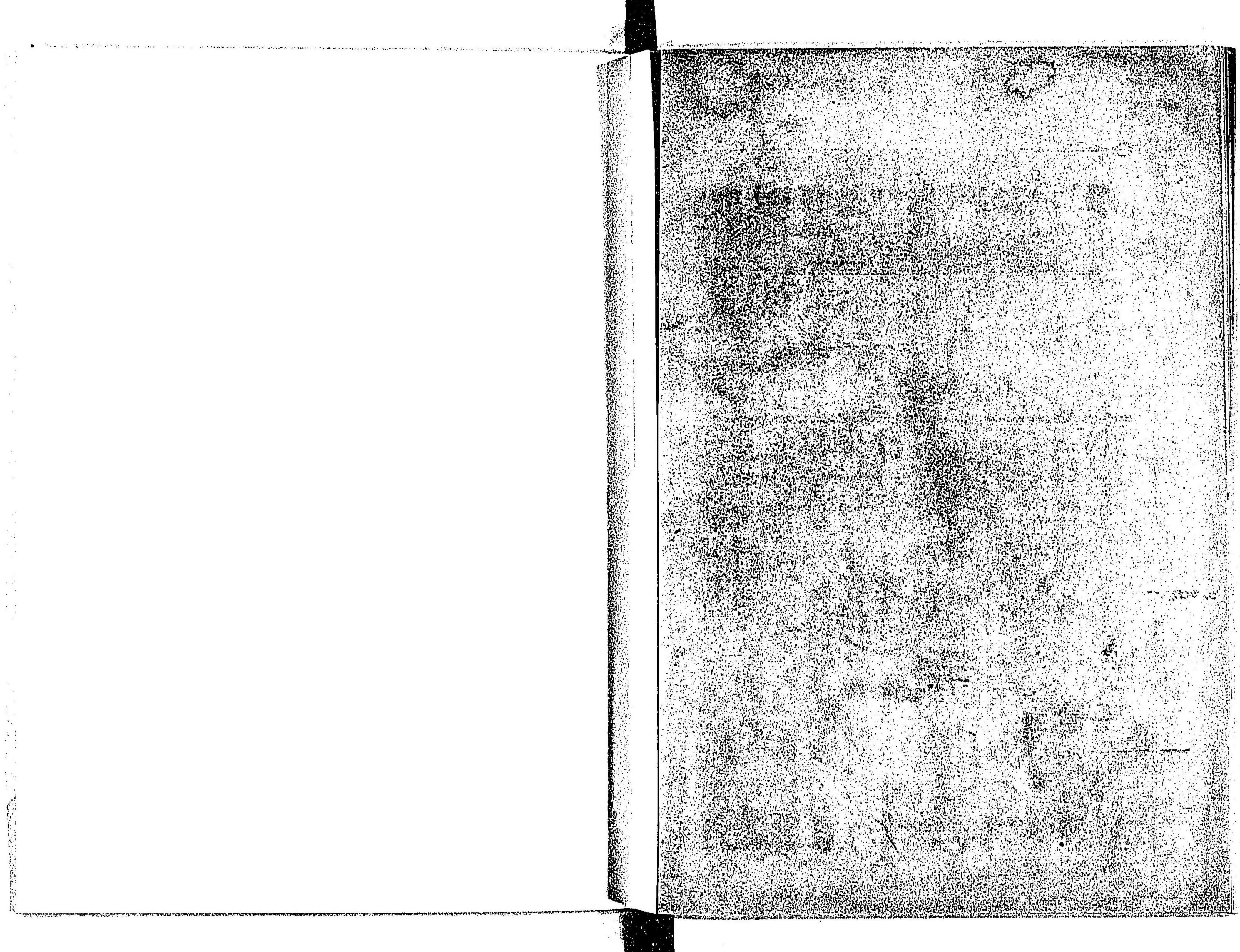
十三 國 語

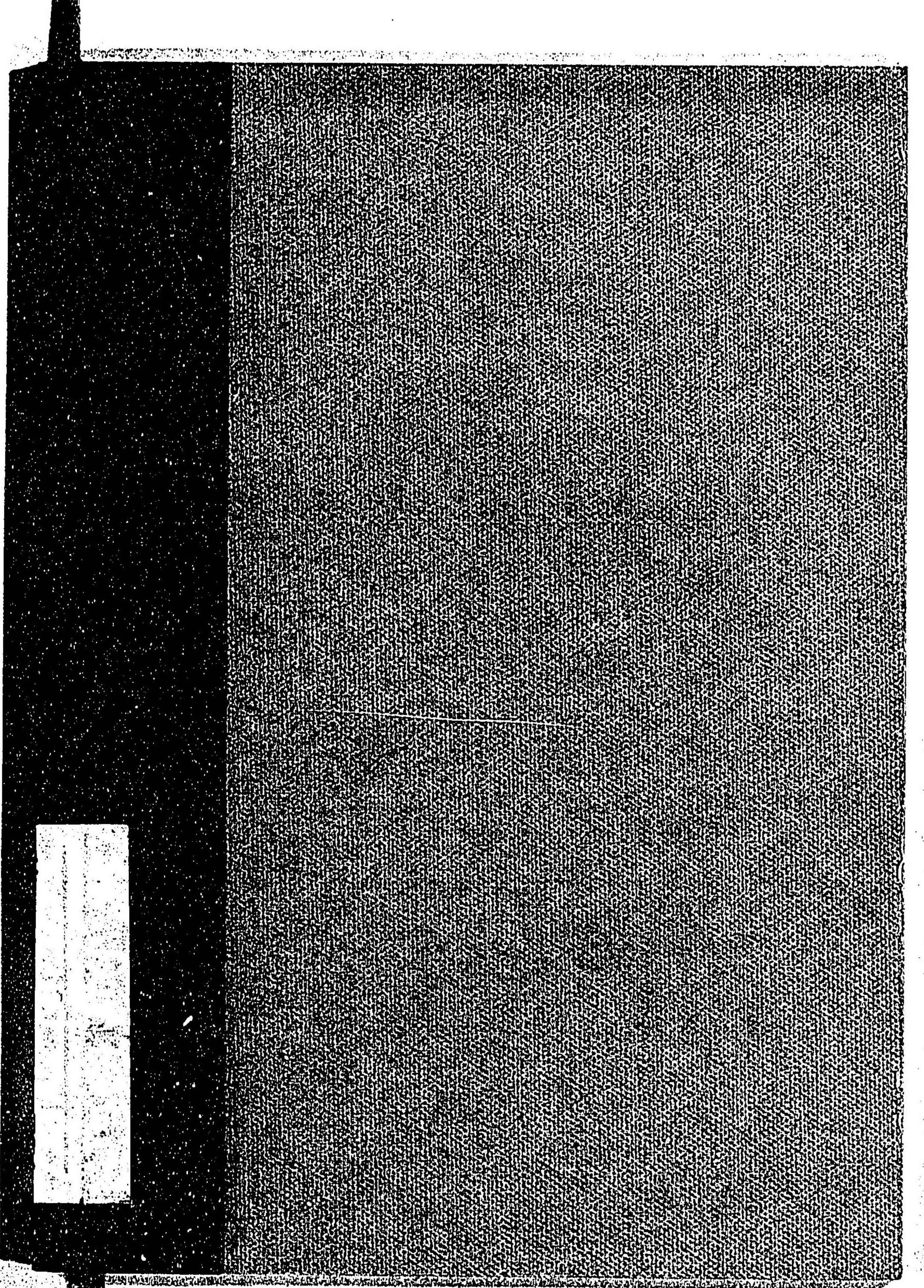
十四 國 語

十五 國 語

十六 國 語

十七 國 語





講演集 堀秀成先生

国立国会図書館

特21

774

014605-001-8

特21-774

堀秀成先生講演集 第2, 3編

宮井 鐘次郎 / 刊

1冊 (101p)

M39-40

ABB-1027

